

国道 208 号榎津電線共同溝
PFI 事業

要求水準書（案）

令和 2 年 10 月

国土交通省九州地方整備局

— 目 次 —

第1章 総則	1
1. 要求水準の位置づけ	1
2. 用語の定義	1
3. 要求水準の変更	1
4. 適用範囲	1
5. 整備対象施設	1
6. 事業の目的	1
7. 事業の概要	2
8. 事業の業務内容	2
(1) 設計業務	2
(2) 工事業務	2
(3) 工事監理業務	2
(4) 維持管理業務	2
9. 遵守すべき法令等	2
10. 秘密の保持	3
11. 適用基準	3
12. 諸条件	4
(1) 事業対象区域の概要	4
(2) 本施設の概要	4
(3) 解体撤去・復旧・移設対象施設	5
13. 業務の監視	5
14. 関係者協議会の設置	5
15. 事業期間終了時の水準	6
16. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について	6
第2章 設計業務	7
1. 基本事項	7
(1) 一般事項	7
(2) 業務の条件	7
(3) 業務期間	7
(4) 設計体制と管理技術者の配置・進捗管理	7
(5) 提出書類	7
(6) 設計図書の提出	8
(7) 資料の貸与及び返却	9
(8) 設計協議	9
(9) 土地への立ち入り等	9
(10) 再委託	9

(11) 合同現地踏査	10
(12) 留意事項	10
2. 事前調査業務	10
(1) 現地踏査	10
(2) 試掘調査	10
3. 詳細設計業務	11
(1) 基本的な考え方	11
(2) 設計条件の整理	11
(3) 電線共同溝	12
(4) 照明設備等	12
4. 設計業務に係る調整業務	12
(1) 業務計画	13
(2) 事業説明、地元・関係者機関調整等	13
(3) 支障物件等調査及び移転協議	13
(4) 家屋調査	13
(5) 占用業者等との電線共同溝の協議	13
(6) 占用業者等と引込管及び連系管・連系設備の協議	13
(7) 交差点照明、信号・横断歩道等の計画調整	13
第3章 工事業務	14
1. 基本事項	14
(1) 一般事項	14
(2) 業務の条件	14
(3) 業務期間	15
(4) 現場代理人等	15
(5) 完成検査及び完成（引渡）検査	15
(6) 工事完成図書の提出	16
(7) 中間技術検査	17
(8) 打合せ	17
2. 工事業務（特記事項）	17
(1) 施工条件	17
(2) 土工	19
(3) 構造物一般	19
(4) 推進工	20
(5) コンクリート工	21
(6) 仮設	22
(7) 路盤工	22
(8) 舗装工	22
(9) 道路附属物工	24
(10) 情報ボックス工	25

(11) 道路照明設備	26
(12) 通信設備	26
(13) 施工管理一般	27
(14) 安全管理	29
(15) その他	30
(16) コンクリート耐久性向上対策	32
(17) 架空線等上空施設への接触・切断事故防止対策	33
(18) 再生資源	33
(19) 電子納品	35
3. 工事業務に係る調整業務	35
(1) 業務計画	35
(2) 工事期間における規制箇所等調整	35
(3) 隣接家屋・店舗等との出入口調整	35
(4) 地元に対する工事説明会	35
4. 本施設の所有権移転業務	36
第4章 工事監理業務	37
第5章 維持管理業務	38
1. 基本事項	38
(1) 一般事項	38
(2) 業務期間	38
(3) 業務実施体制	38
(4) 提出書類	38
(5) 業務の実施	39
(6) 維持管理関連貸与図面等	40
(7) 打合せ	40
2. 点検・補修業務	40
(1) 一般事項	40
(2) 要求水準	40
(3) 特記事項	41
3. 台帳作成・管理業務	41
(1) 一般事項	41
(2) 要求水準	41
(3) 特記事項	41
4. 維持管理業務に係る調整業務	42
(1) 一般事項	42
(2) 業務計画	42
(3) 要求水準	42
 資料1 用語の定義	 43

資料 2 事業対象位置図.....	45
資料 3-1 事業対象区域図（設計業務・工事業務）	46
資料 3-2 事業対象区域図（維持管理業務）	47
資料 4 道路仮復旧及び本復旧舗装構成図	48
資料 5 九州地方整備局電線共同溝管理規程.....	49
資料 6 九州地方整備局電線共同溝保安細則.....	59
資料 7 九州地方整備局電線共同溝管理台帳作成要領.....	66
資料 8 貸与資料一覧	79

第1章 総則

1. 要求水準の位置づけ

「国道 208 号榎津電線共同溝 PFI 事業要求水準書」（以下「要求水準書」という。）は、国道 208 号榎津地区において、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年 3 月 23 日法律第 39 号）第 2 条第 3 項に定める電線共同溝（以下「電線共同溝」という。）の整備・維持管理事業（以下「本事業」という。）を遂行するにあたり、事業者を求める業務の水準（以下「要求水準」という。）である。

事業者は、要求水準を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができるものとする。なお、九州地方整備局は、選定事業者を特定する過程における審査条件として要求水準を用いる。

また、事業者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。九州地方整備局による業績監視により事業者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、別に定める規定に基づき、業務の対価の減額又は契約解除等の措置がなされる。

2. 用語の定義

用語の定義は、各章で定めるほか、「資料 1 用語の定義」による。

3. 要求水準の変更

九州地方整備局及び事業者は、事業期間中に利用者のニーズや社会情勢の変化、法令等の変更等、大規模災害等の不可抗力その他九州地方整備局及び事業者の責めに帰すことができない事由が発生し、業務内容等の変更が必要と判断した場合には、双方協議のうえ、要求水準書を変更できるものとする。また、九州地方整備局は、その他事由により業務内容の変更が必要と判断した場合には、要求水準書の変更を求めることがある。

4. 適用範囲

要求水準書は、本事業に適用する。

5. 整備対象施設

本事業で対象となる公共施設等は、以下の（1）から（3）までに掲げるものとし、以下、これらを総称して「本施設」という。

- （1）電線共同溝（道路法第 2 条第 2 項の 7 に定める電線共同溝（道路の附属物））
- （2）道路（車道、歩道等）
- （3）道路附属物（道路照明、防護柵）

6. 事業の目的

本事業は、道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興の観点から、電線共同溝の整備により無電柱化を行うものであり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目的として行うものである。

7. 事業の概要

本事業は、事業の対象となる地区において、本施設の整備及び維持管理を PFI 法に基づき実施するものである。

8. 事業の業務内容

事業者が実施する業務は、以下のとおりである。

(1) 設計業務

- ア 事前調査業務（現地踏査、試掘調査、必要に応じて現況測量）
- イ 詳細設計業務
- ウ 設計業務に係る調整業務（入線業者等との協議など）
- エ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(2) 工事業務

- ア 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務
- イ 整備工事業務（電線共同溝、道路、道路附属物の整備）
- ウ 工事業務に係る調整業務（隣接店舗等との出入口調整など）
- エ 本施設の所有権移転業務
- オ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(3) 工事監理業務

(4) 維持管理業務

- ア 点検・補修業務
- イ 台帳作成・管理業務
- ウ 維持管理業務に係る調整業務（入線業者等との施設の点検・補修・抜柱・入線等に係る調整など）
- エ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

9. 遵守すべき法令等

事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。

- (1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
 - (2) 道路法
 - (3) 無電柱化の推進に関する法律
 - (4) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法
 - (5) 道路交通法
 - (6) 建築基準法
 - (7) 建設業法
 - (8) 水道法
 - (9) 下水道法
 - (10) 電気事業法
-

-
- (11) 電気通信事業法
 - (12) ガス事業法
 - (13) 騒音規制法
 - (14) 振動規制法
 - (15) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
 - (16) 労働基準法
 - (17) 労働安全衛生法
 - (18) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - (19) エネルギーの使用の合理化に関する法律
 - (20) 資源の有効な利用の促進に関する法律
 - (21) 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）
 - (22) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
 - (23) その他関連する法令等

10. 秘密の保持

事業者は、本事業により知り得た情報（個人情報を含む）を、九州地方整備局の承諾なしに第三者に開示、漏洩せず、また、本事業以外の目的には使用しないものとする。

11. 適用基準

本事業の実施にあたっては、関連する法令等によるものの他、以下に掲げる基準等を適用すること。

なお、当該基準等に関して、入札までの間に改訂があった場合には、原則として改訂されたものを適用するものとし、入札後の改訂については、その適用について協議するものとする。

また、当該基準等については、事業者の責任において、関係法令等及び要求水準を満たすよう適切に使用するものとする。要求水準書と当該基準等において、要求水準書の性能が上回る場合は、要求水準書を優先するものとする。

- (1) 九州地方建設局「設計・調査・測量業務必携 平成3年4月」
- (2) 日本道路協会「道路構造令の解説と運用 平成27年6月」
- (3) 九州地方整備局「土木工事共通仕様書 令和2年4月」
- (4) 九州地方整備局「土木請負工事必携 平成20年9月」
- (5) 九州地方整備局「土木工事施工管理の手引 令和2年3月」
- (6) 九州地方整備局「土木工事共通特記仕様書（Ver.1）」
- (7) 九州地方整備局「土木工事設計要領（第Ⅰ編 共通編） 令和元年7月」
- (8) 九州地方整備局「土木工事設計要領（第Ⅲ編 道路編） 平成28年4月」
- (9) 九州地方建設局「電線共同溝マニュアル（案） 平成11年11月」
- (10) 福岡国道事務所「電線共同溝設計マニュアル 平成14年4月」
- (11) 九州地区無電柱化協議会「九州地区電線共同溝マニュアル（案）【R2改訂版】 令和2年3月」
- (12) 国土交通省道路局「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き（案）Ver.2 平成31年3月」

-
- (13) 国土交通省道路局「電線共同溝の整備の適切な実施について（通達） 平成 29 年 7 月」
 - (14) 九州地方整備局「電線共同溝事務手続きマニュアル 平成 18 年 10 月」
 - (15) 国土交通省「電子納品運用ガイドライン（案） 平成 30 年 3 月」
 - (16) 九州地方整備局「設計業務等共通仕様書 平成 30 年 3 月」
 - (17) 九州地方整備局「測量業務共通仕様書 平成 30 年 3 月」
 - (18) 国土交通省「国土交通省公共測量作業規定 平成 28 年 3 月」
 - (19) 国土交通省「国土交通省公共測量作業規定解説と運用 平成 28 年 3 月」
 - (20) 日本道路協会「土木構造物標準設計 平成 12 年 9 月」
 - (21) 全日本建設技術協会「土木構造物設計ガイドライン 平成 11 年 11 月」
 - (22) 日本道路協会「道路土木要綱 平成 21 年 6 月」
 - (23) 日本道路協会「仮設構造物指針 平成 11 年 3 月」
 - (24) 交通工学研究会「改訂平面交差の計画と設計（基礎編） 平成 30 年 11 月」
 - (25) 交通工学研究会「平面交差点の計画と設計（応用編） 平成 19 年 10 月」
 - (26) 交通工学研究会「路面標示設置マニュアル 平成 24 年 1 月」
 - (27) 日本道路協会「道路照明施設設置基準・同解説 平成 19 年 10 月」
 - (28) 国土交通省「LED トンネル照明導入ガイドライン 平成 27 年 3 月」
 - (29) 日本道路協会「舗装設計施工指針 平成 18 年 2 月」
 - (30) 日本道路協会「舗装設計便覧 平成 18 年 2 月」
 - (31) 国土交通省「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン 平成 28 年 7 月」
 - (32) 日本道路協会「防護柵の設置基準・同解説 平成 28 年 12 月」
 - (33) 国土技術開発センター「道路の移動円滑化整備ガイドライン 平成 23 年 8 月」
 - (34) 日本道路協会「視覚障害者誘導ブロック設置指針同解説 昭和 60 年 9 月」
 - (35) 福岡国道事務所「ふくおか国道色彩・デザイン指針（案） 平成 29 年 6 月」

12. 諸条件

(1) 事業対象区域の概要

ア 所在地

福岡県大川市大字津～福岡県大川市大字榎津

イ 事業対象

一般国道 208 号

ウ 延長

約 1.6km（道路延長：約 0.8km）

エ 事業対象区域

資料 2「事業対象位置図」、資料 3-1 及び資料 3-2 の「事業対象区域図」に示す。

(2) 本施設の概要

本事業の整備対象となる施設の概要は次のとおりである。なお、設計業務、工事業務については資料 3-1、維持管理業務の対象範囲については資料 3-2 に示す。

表-1 本事業の整備対象施設概要一覧表

分類	工種	施設名	構成	
電線共同溝等	一般部	電力系管路	管路	
		通信系管路	FA 管、管路	
		道路管理者管路	管路	
	特殊部	電力系	地上機器柵、接続柵	
		通信系	道路管理者通信合同柵	
		道路管理者管路		
	連系・引込部	連系管	電力管路、通信管路	
		連系設備	電力管路、通信管路 ※設計・工事のみ、管理は占用業者等が実施	
		引込管	電力管路、通信管路	
	道路	車道	車道	路盤、舗装
		歩道	歩道	路盤、舗装
	道路 附属物	その他	附属施設	防護柵、距離標、縁石
道路照明			交差点照明（一部信号共架）	

※ 道路及び道路附属物は、設計・工事のみ、管理は道路管理者が実施

(3) 解体撤去・復旧・移設対象施設

電線共同溝の整備にあたり解体撤去、復旧、移設する施設は次のとおりであり、整備にあたり支障となる施設のみを基本とする。なお、車道（舗装）、歩道（舗装）及び照明は全て解体撤去・復旧するものとする。

ア 解体撤去、復旧対象施設

車道及び歩道（路盤、舗装）、照明等

イ 移設対象施設

地下埋設物（情報ボックス、水道等）※1、信号・感知器※2等

※1 地下埋設物は、当該地下埋設物の管理者が移設を行い、移設補償費は、事業者が当該地下埋設物の管理者に支払いを行うものとする。

※2 設計は事業者が行い、移設は交通管理者、及び九州州地方整備局と協議・調整の上決定する。

13. 業務の監視

九州地方整備局は、事業者が事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、各業務の実施状況、事業者の財務状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求するものとする。

14. 関係者協議会の設置

九州地方整備局及び事業者は、本事業を円滑に実施するために必要な事項に関する協議を行うために、九州地方整備局及び事業者により構成する関係者協議会を設置する。

15. 事業期間終了時の水準

事業者は、事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、事業が終了する時点においても、維持管理対象施設を要求水準に示す良好な状態に保持していなければならない。なお、事業契約期間終了日の約2年前から維持管理対象施設の維持管理業務に係る必要事項や申し送り事項その他の関係資料を九州地方整備局に提供する等、事業の引継ぎに必要な協議を行うこと。

16. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) 前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により九州地方整備局に報告すること。
- (3) 前2項の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- (4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、九州地方整備局と協議を行うこと。

第2章 設計業務

1. 基本事項

(1) 一般事項

本施設を対象とし、その設計については、入札時の提案書類、事業契約書、本要求水準書に基づいて、事業者の責任において設計業務を行うものとする。また事業者は、設計業務期間中に生じる電線管理者や地域住民等関係機関と、必要な調整を行うものとする。

本業務の履行にあたっては、第1章 11.適用基準に示す各基準等に基づき実施するものとし、各基準等に対する特記及び追加仕様事項は、次の(2)業務の条件から(12)留意事項に示すとおりとする。

なお、設計にあたっては、的確な構造と経済性、周辺環境（工事中の路上規制が与える外部への影響等）へ配慮した設計や新技術・新工法等の提案を積極的に行うこと。

(2) 業務の条件

- ア 事業者は、設計業務の遂行にあたり、九州地方整備局と協議のうえ進めるものとし、その内容についてその都度書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認するものとする。
- イ 事業者は、九州地方整備局に対し、設計業務の進捗状況を定期的に報告するものとする。
- ウ 九州地方整備局は、設計業務の進捗状況及び内容について、随時確認することができる。
- エ 事業者は、必要となる各種申請業務を行い、申請手続に関する関係機関との協議内容を九州地方整備局に報告するとともに、必要に応じて各種許可等の書類の写しを九州地方整備局に提出するものとする。
- オ 関係機関との協議に当たっては、事業者は現地踏査結果を反映するとともに、各関係機関から資料を収集し調査・把握したうえで資料をとりまとめ、打合せ資料として作成し提出すること。
- カ 九州地方整備局が市民等に向けて設計内容に関する説明を行う場合、事業者は、九州地方整備局の要請に応じて説明用資料を作成するとともに、必要に応じて説明に協力するものとする。

(3) 業務期間

設計業務の期間は、本施設の引渡し日をもとに事業者が計画することとし、具体的な設計期間については事業者の提案に基づき事業契約書に定める。

なお、事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を申し出た場合は、延長期間を含め九州地方整備局と事業者が協議して決定するものとする。

(4) 設計体制と管理技術者の配置・進捗管理

事業者は、設計業務の管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。

また、設計の進捗管理については、事業者の責任において実施すること。

(5) 提出書類

事業者は、設計業務の実施に際し、以下の書類を作成し、設計業務着手予定の前日までに、九

州地方整備局に提出し確認を得るものとする。

なお、設計業務に係る書類の提出は、土木設計業務等共通仕様書に準拠すること。

ア 業務着手前

事業者は、設計業務の実施に際し、以下の書類を作成し、設計業務着手予定の前日までに、九州地方整備局に提出し確認を得るものとする。

- (ア)設計業務計画書（組織体制を含むもの）
- (イ)設計業務工程表（詳細設計、各種申請手続及び九州地方整備局との調整の工程）
- (ウ)管理・照査技術者通知書及び担当技術者届（経歴書を添付のこと）

イ 業務完了時

事業者は、設計業務終了時に以下の書類を九州地方整備局に提出すること。九州地方整備局は内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求も含む。）を通知する。

- (ア)確認結果報告書（要求水準書との整合チェック）
- (イ)確認結果報告書（事業提案書との整合チェック）
- (ウ)設計業務完了報告書
- (エ)設計業務成果引渡書

(6) 設計図書の提出

事業者は、工事着工予定日の1ヶ月前までに、以下の設計図書を九州地方整備局に提出し、設計図書の内容を説明し、九州地方整備局の承諾を得なければならない。なお、業務履行中、九州地方整備局より中間成果を求められた場合、速やかに提出すること。

表-2 設計図書及び内容一覧表

設計図書	内容
現地調査結果	埋設物件平面図等
詳細設計図	電線共同溝、道路照明等
構造計算書	同上
数量計算書等	同上
報告書	同上、設計概要書、設計検討経緯書、施工計画書等
その他調査成果報告書	関係機関協議結果、家屋調査報告書等

ア 成果品は、「土木設計業務等の電子納品要領（案）（国土交通省）」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R）で正副2部提出する。

イ 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

ウ 土工数量は、マスカープの作成及び作業形態別の数量まで算出するものとする。

エ 設計図面の作成方法は、「CAD製図基準（案）」に準拠して行うものとする。

オ とりまとめた数量集計表は、数量計算書に含めて提出すると共にエクセル2010形式で保存登録したものを提出するものとする。また、数量計算書等には、詳細設計数量計算に基づき、工種別内訳表及び内訳明細書を示した事業費内訳書を含めること。

カ 数量集計表の様式については、国土技術政策総合研究所ホームページ「各種基準類の情報－土木工事数量集計表」に掲載されているのでそれを活用すること。

キ 建設副産物対策は、土木設計業務等共通仕様書第1209条（設計業務の条件）の9に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書（建設リサイクルガイドラインによ

る。)を作成するものとする。

- ク 公開用成果品の作成にあたっては、九州地方整備局との協議に基づき、不開示情報のマスキング等の措置を行うこと。なお、「紙」による報告書の提出は、九州地方整備局と協議のうえ、決定する。

(7) 資料の貸与及び返却

入札公告後には、設計業務に必要な以下の資料を貸与する。また、選定事業者には、事業契約締結後に「榎津地区電線共同溝予備設計」の資料を貸与する。

- ・ 榎津地区電線共同溝概略設計

(8) 設計協議

設計業務を適正かつ円滑に実施するため、九州地方整備局と事業者は、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

ア 主要段階での打合せ（実施時期は適宜）

(ア) 業務計画書作成時（業務着手時）

(イ) 関係機関等協議着手前

(ウ) 工事発注計画時

要求水準の変更の必要が生じた場合に実施。

イ 成果完成時の打合せ

(9) 土地への立ち入り等

植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物の一時使用により生じた損失は事業者の負担とする。

(10) 再委託

ア 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。本業務における「主たる部分」は、土木設計業務等共通仕様書第 1128 条（再委託）1 項に規定するものとする。

イ 本業務における契約書に規定する「軽微な部分」は、設計業務等共通仕様書第 1128 条第 2 項に規定する部分とする。

ウ 業務の一部(主たる部分を除く)を再委託しようとするときは、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を九州地方整備局に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

エ 前項の規定は、共通仕様書第 1128 条第 2 項に示す簡易な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

オ ウの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

(11) 合同現地踏査

本事業は、必要に応じて「合同現地踏査」を実施することができる。

「合同現地踏査」の実施を希望する場合は、九州地方整備局と協議するものとする。合同現地踏査において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、九州地方整備局と事業者との間で相互に確認する。

なお「合同現地踏査」は、業務の着手段階等において、九州地方整備局と事業者が合同で現地踏査を行い、現場で設計条件、施工の留意点及び関連する事業の情報等について事業者に伝えるとともに、設計方針の共有化を図ることにより、設計成果の品質向上を図ろうとする取り組みである。

(12) 留意事項

事業者は、作成する設計図書及びそれに係る資料並びに九州地方整備局から提供を受けた関連資料を、当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。なお、設計の検討内容について、九州地方整備局から説明を求められた場合は、事業者は、その必要に応じて随時聴取を受けるものとする。

2. 事前調査業務

事業者は、事業契約締結後、速やかに現地踏査及び試掘調査を実施するとともに、必要に応じて、現況測量等を事業者の責任で行い、関係法令等に基づいて業務を遂行するものとする。

(1) 現地踏査

詳細設計に必要な現地の状況を把握することを目的とした、現地踏査を行うこと。

ア 「榎津地区電線共同溝概略設計」及び「榎津地区電線共同溝予備設計」（以下、榎津地区電線共同溝概略設計と榎津地区電線共同溝予備設計をまとめて「榎津地区電線共同溝概略設計等」という。）における平面図を基に歩道幅員、官民境界、既設占用物件等の位置確認を行うとともに、切下げ位置の変更等の歩道状況および建物の建替え等の沿道状況を把握すること。

イ マンホール、仕切弁等埋設物の位置、大きさの確認を行うこと。

ウ 現地において、電柱の有無、標識等の路上施設を確認し、電線共同溝の線形等を決定する上での資料とすること。

エ 歩道切下げ部を平面図に表示し、自動車の乗り入れ状況を把握すること。

(2) 試掘調査

ア 試掘調査

歩道部内は既設埋設物が存在しているとともに、埋設状況も不明であるため、「榎津地区電線共同溝概略設計等」の検討内容を詳細設計に反映できない箇所においては、詳細設計に先立ち、試掘調査等を行い、本調査結果を基に特殊部設置箇所や管路線形等を決定すること。

試掘実施箇所については、1箇所あたり（1.0m×1.0m×1.5m）で、79箇所（車道：9箇所、歩道：70箇所）を想定している。ただし、現地調査の結果、これによりがたい場合は九州地方整備局と協議の上、変更契約の対象とする。

また、試掘及び本掘削における監視員は、埋設物件事故防止費として普通作業員を夜間延べ79人計上しているが試掘箇所数の変更や現場条件等により変更が生じた場合は、九州

地方整備局と協議のうえ、変更契約の対象とする。

なお、試掘に際して、交通の安全確保が必要な場合は、交通誘導警備員の配置については下表のとおりとしているが、地元、警察等との協議の結果、または現場条件等により変更が生じた場合は、九州地方整備局と協議のうえ、契約変更の対象とする。資格については、第3章2.(8)に準じるものとする。

配置場所	交通誘導警備員	交通誘導警備員の編成	昼夜別	交替要員	交替要員の編成
片側交互通行	4名/日	交通誘導警備員 B 200名	夜間	1名/日	交通誘導警備員B1名

イ 電線共同溝・情報BOX等の埋設管路等の事故防止

(ア)本工事は、情報ボックス（電線共同溝、道路管理用光ファイバーケーブル）の近隣工事であるため、電線共同溝・情報ボックス管理マニュアルに基づき、施工計画書の通信等設備事故防止計画には下記事項を記載するものとする。

- ・設備事故防止管理者
- ・埋設箇所の確認方法（地中探査機含む）
- ・近接部の工事施工方法（仮設計画含む）
- ・作業上の留意事項及び作業員への周知方法
- ・事故発生時の連絡体制及び即応体制
- ・その他必要な事項

また、工事着工前に当たり、九州地方整備局及び占用企業者の立会を求め試掘を行い埋設位置を確認すること。

(イ)情報BOX等の設置位置の確認結果については、工事打合簿に下記の「地下埋設物確認表」及び位置等の分かる図面（測量成果）、写真等の資料を添付して九州地方整備局に報告すること。

地下埋設物確認表

地下埋設物	位置	確認方法	現場確認者	現場状況特記事項
情報BOX		試掘	〇〇 〇〇	(確認日：R0.0.0)

3. 詳細設計業務

(1) 基本的な考え方

詳細設計の基本的な考え方を以下に示す。

ア 詳細設計は、概略設計成果である「榎津地区電線共同溝概略設計等」を参考とし、詳細設計にて実施する試掘調査結果や関係機関協議会等における要望事項などを反映させ実施すること。

イ 終点部においては、既設の酒見地区電線共同溝と接続する計画とすること。

ウ 官地に残存する電柱は、必要な電柱以外全て撤去することを基本とする。なお、民地に残存する電柱の取扱については、九州地方整備局や電柱所有者と協議し、決定すること。

(2) 設計条件の整理

占用業者等が作成した配線計画図を基に、ケーブル条数、径などを区間別に整理すること。ま

た、将来の道路計画について把握し、問題点を整理すること。

- ア 詳細設計においては、「榎津地区電線共同溝概略設計等」において計画した配線計画図をもとに、区間ごとの管路配置や、特殊部の配置を行うこと。
- イ 電線共同溝工事完了後の道路復旧について以下の事項を九州地方整備局、関係機関等と協議し、設計に反映すること。
 - (ア) 景観整備における植樹の形態、照明設備等の計画、舗装の形式
 - (イ) 道路の将来計画における、拡幅の有無、車両の出入り口、盤下げ、道路排水の変更等の事項
 - (ウ) その他関連事業の有無
- ウ 道路内(車道、歩道)は既設埋設物が存在していることから、特殊部設置箇所においては、試掘調査等を行い、特殊部設置箇所を設定すること。
 - (ア) 既設占用物は迂回するなど、支障移転は可能な限り発生しないよう求めるが、やむを得ない場合は、詳細設計時に、関係機関と協議・調整を行い、詳細設計に反映すること。
 - (イ) 工法は、国土交通省等で検討が進められている無電柱化整備の低コスト手法に基づき、導入可能な手法について、九州地方整備局及び関係機関との協議・調整を行いながら詳細設計に反映し、コスト縮減を図ること。

(3) 電線共同溝

設計にあたっては、「榎津地区電線共同溝概略設計等」の成果を参考に占用業者等との調整を図ること。

なお、特殊部、及び連系管については、以下にも留意すること。

ア 特殊部

地上機器については、「榎津地区電線共同溝概略設計等」成果を基に占用業者等との調整を図り、設置位置等を決定すること。

イ 引込管・連系管・連系設備

引込管・連系管・連系設備の引込・立上り位置調整と、九州地方整備局以外の道路管理者の管理道路への連系設備等に関する調整を行う。なお、連系管・連系設備を立上げる場合は、電柱所有者の了解を得ることとする。

(4) 照明設備等

安全かつ円滑な交通環境の形成を図るため、道路利用者に適切な視環境を提供する照明設備等を設置すること。

また、本事業の対象区間道路においては、「榎津地区電線共同溝概略設計等」の照明計画を基に交差点照明に関する詳細設計を実施すること。

4. 設計業務に係る調整業務

事業者は、設計業務と並行して、以下に記載する各種業務について九州地方整備局と協議・連携の上、自ら主体的に業務を実施すること。

(1) 業務計画

事業者は、調整業務（設計段階）実施にあたり、次の(2)から(6)に記載する各種業務について業務計画書を作成し、業務着手予定の前日までに、九州地方整備局へ提出すること。

(2) 事業説明、地元・関係者機関調整等

事業者は、地域住民及び地権者に対して事業（設計）説明会を実施し、内容に対して同意を得るよう努めなければならない。説明対象者と周知方法については九州地方整備局及び市役所と協議の上で決定し、十分な周知期間を確保するものとする。

なお、説明会の周知方法については、九州地方整備局が市役所の協力を得た上で、事業者が周知活動を行うものとする。

(3) 支障物件等調査及び移転協議

事業者は、詳細設計にあたり電線共同溝の設置位置と影響範囲を現地確認した上で、支障物件の抽出と移転計画を立案すること。なお、占有者等への協議は事前に協議内容を九州地方整備局と協議した上で行うものとする。

(4) 家屋調査

家屋調査については、「用地関係業務請負基準」の「地盤変動影響調査算定要領」に基づき行うものとする。実施時期は、工事着手前と工事完成後とする。

事業者は、道路端から本工事影響範囲と想定される住民及び地権者を対象として、家屋調査等を実施し、工事の同意を得るものとする。

(5) 占有業者等との電線共同溝の協議

事業者は、詳細設計について、下記に挙げる占有業者等と協議した上で設計図書を作成するものとする。

- ・ 九州電力(株)、エヌ・ティ・ティ・インフラネット(株)、(株)QTnet、(株)CRCCメディア、公安委員会

(6) 占有業者等と引込管及び連系管・連系設備の協議

事業者は、詳細設計にあたり、前項の占有業者等と協議した上で引込管、連系管の設計を行うとともに、連系設備・引込設備の設計を依頼するものとする。また、電線共同溝と連系設備・引込設備の同時施工について、調整を行うこと。

(7) 交差点照明、信号・横断歩道等の計画調整

事業者は、交差点照明、信号・横断歩道等の計画について、道路管理者及び交通管理者と調整を行うものとする。

第3章 工事業務

1. 基本事項

(1) 一般事項

事業者は、詳細設計図書、事業契約書、本要求水準書、入札時の提案書類に基づいて、本施設の工事を行うこと。なお、事業者は、工事に支障となる既存施設の移設・解体撤去・復旧等を行うこと。

事業者は、工事業務期間中に電線管理者や地域住民等関係機関と必要な調整を行うものとし、本施設の完成後、施設の所有権移転を行うものとする。

本業務の履行にあたっては、国土交通省九州地方整備局制定「土木工事共通仕様書 令和2年3月」（以下「土木工事共通仕様書」という。）及び国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室「電気通信設備工事共通仕様書（令和2年3月）」（以下「電気通信設備工事共通仕様書」という。）及び本要求水準書に基づき実施するものとするものとする。土木工事共通仕様書及び電気通信設備工事共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は、改訂された最新のものとする。なお、工事途中で改訂された場合はこの限りでない。

(2) 業務の条件

事業者は、以下の条件に基づいて工事業務を実施すること。

- ア 事業契約書に定められた本施設の工事の履行のために必要となる業務は、事業契約書において九州地方整備局が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。
- イ 工事業務の実施にあたり必要となる工事説明会等で近隣住民等に工事内容等の周知を行い、作業時間等の了承を得ること。
- ウ 建設工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民の生活環境や近隣商業施設の営業環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。
- エ 工事業務期間中の工事用電力、水等については事業者の負担とする。
- オ 事業者は、工事着工前に、工期及び工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を作成し、九州地方整備局に提出して、承諾を得ること。提出書類の内容については、土木工事共通仕様書及び本要求水準書に準拠すること。
- カ 事業者は、上記の工事全体工程表記載の日程に従い、工事に着手し、工事を遂行するものとする。
- キ 事業者は、工事期間中、現場事務所に工事記録を常備するものとする。
- ク 事業者は、九州地方整備局に対し、工事の進捗状況を定期的に報告するものとする。
- ケ 九州地方整備局は、工事の進捗状況及び内容について、随時事業者を確認できるものとする。
- コ 事業者は、道路占用並びに土木工事施工許可申請等の工事に伴う各種手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要に応じて、各種許可等の書類の写しを九州地方整備局に提出すること。
- サ 事業者は、工事着工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めること。
- シ 建設に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責め

を負うものとする。

(3) 業務期間

事業者は、令和13年3月末までに本施設の完成・引渡しの工事業務を完了すること。なお、事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を申し出た場合は、延長期間を含め九州地方整備局と事業者が協議して決定するものとする。また、路上工期抑制期間は、福岡国道事務所ホームページ「路上工事抑制」による。

(4) 現場代理人等

事業者は、現場代理人を設置するものとする。

また、建設業法等に従い、監理技術者等の必要な技術者を配置するものとする。

なお、下記に該当する場合で九州地方整備局と協議の上認められたもの以外は、当該技術者を変更することはできないものとする。配置技術者を変更する場合は、入札説明書に定められた配置予定技術者に係るすべての条件に満足し、かつ第一次審査資料に記載された当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。ただし、変更後の配置技術者のCORINSへの実績登録については、従事期間及び従事内容を考慮して登録を認めない場合がある。また、配置技術者を変更する場合は新旧技術者の引継期間について九州地方整備局と協議するものとする。

- ア 傷病により職務の遂行ができないと判断された場合
- イ 死亡した場合
- ウ 退職した場合
- エ 真にやむを得ない理由により転勤となる場合
- オ 出産、育児、介護のため職務の遂行ができないと判断された場合
- カ 九州地方整備局の責により工期延期となる場合
- キ 工期が2年以上の長期に渡る工事で1年以上の期間連続して従事した場合

(5) 完成検査及び完成（引渡）検査

事業者による完成検査及び完成（引渡）検査は、以下に基づき実施すること。

ア 事業者による完成検査

(ア)事業者は、自己の責任及び費用において、完成検査（導通試験を含む）を実施するものとする。

(イ)事業者による完成検査の実施については、それらの実施日の7日前までに九州地方整備局に書面で通知するものとする。

(ウ)事業者は、前項の報告終了後、速やかに九州地方整備局に完成確認依頼書を提出するものとする。

イ 完成（引渡）検査

(ア)九州地方整備局は、完成確認依頼書を受領した後、完成（引渡）検査を実施するものとする。

(イ)完成（引渡）検査は、事業者の立会いのもとに実施する。

(ウ)完成（引渡）検査は、九州地方整備局が確認した設計図書及び事業者の用意した施工記録との照合により実施する。

(エ)事業者は、九州地方整備局の行う完成（引渡）検査の結果、是正・改善を求められた場合、速やかにその内容について是正し、再検査を受けること。なお、再検査の手続きは完成（引渡）検査時の手続きと同様とする。

(オ)事業者は、九州地方整備局による完成（引渡）検査後、是正・改善事項がない場合には、九州地方整備局から完成（引渡）検査完了の通知を受けるものとする。

(6) 工事完成図書の提出

ア 事業者は、完成（引渡）検査時に後述のオに基づく電子成果品とチェックリストを九州地方整備局に提示し、確認を受け、引き渡しを行う。

イ 事業者は、九州地方整備局による完成（引渡）検査の通知に必要な完成図書を土木工事共通仕様書に準拠して提出すること。加えて、本要求水準書との整合性の確認結果報告書及び事業提案書との整合性の確認結果報告書についても提出すること。また、事業者は、これら一連の書類について、事業期間を通じて保管・管理すること。

ウ 完成図書については、引込設備や連系設備等の資料を含むものとする。

エ 事業者は、「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。

事業者は、本要領に基づき、国土技術政策総合研究所がホームページ上に無償で公開している本要領に対応したチェックプログラムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で出力資料を含む（別紙等での提出も可能）電子データを提出しなければならない。

※【電子納品に関する各種要領及びチェックシステムについては、国土技術政策総合研究所の下記ホームページアドレスからダウンロードできる。】(<http://www.cals-ed.go.jp/>)
道路工事完成図の作成にあたっては「CAD製図基準（平成29年3月版）」を適用することとする。

提出資料（道路工事完成図等作成要領p71 参照）

【電子データ（CD等で提出）】

- ・完成平面図：SXF データ（拡張子 .P21）
- ・完成縦断図：SXF データ（拡張子 .P21）
- ・完成平面図：属性XML データ（拡張子 .saf）

※またはこれらを圧縮したデータ（拡張子 .P2Z）

【出力資料（道路工事完成図等作成要領p73参照）】

- ・チェック結果記録
- ・完成平面図
- ・完成縦断図
- ・「完成平面図」チェック結果記録
- ・道路工事完成図等チェックプログラム結果ログ

オ 電子納品にかかる成果品の作成については、「工事完成図書の電子納品等要領」（令和2年3月）、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」（令和2年3月）に基づき作成した電子データを電子媒体（CD-R）で正副2部提出すること。

(7) 中間技術検査

九州地方整備局は、整備工事期間中、各年度末において中間技術検査を実施する。

(8) 打合せ

工事業務を適正かつ円滑に実施するため、九州地方整備局と事業者は、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

2. 工事業務（特記事項）

(1) 施工条件

ア 施工条件

本工事の施工にあたっての施工条件を下記に明示するので、事業者は、施工計画書の作成時及び工事施工時においては、十分留意するものとする。なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、施工条件が当初の段階で想定できず、工事実施期間中に発生した場合についても、九州地方整備局と事業者とが協議し契約変更の対象とする。

(ア) 工期

- ・ 契約締結の翌日より令和13年3月31日まで
- ・ 余裕工期は見込んでいない。
- ・ 工期には、施工に必要な実作業日数以外に以下の事項を見込んでいる。

なお、工期内に見込まれた準備、後片付け日数や明示されている施工条件での施工が困難となる場合には、特記事項「(2) 施工条件/イ 工事工程の共有」により九州地方整備局との協議を行うものとする。

(イ) 工程関係

- ・ 準備期間 90日間を見込んでいる。
- ・ 後片付け期間 20日間を見込んでいる。
- ・ 雨休率（実働工期日数と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数）0.76
- ・ 路上工事の縮減の為、福岡国道事務所作成の「路上工事縮減カレンダー」に基づき、現道上で交通規制を伴う作業等は中止するものとする。

また、変更になった場合は九州地方整備局より指示する。

※路上工事縮減カレンダーは、福岡国道事務所ホームページ - 許可・申請 (<http://www.qsr.mlit.go.jp/fukukoku/kyokashinsei/index.html>) に掲載している。

- ・ 本工事は、夜間作業で計画しており、準備後片付けを含めて21:00～6:00までで考えている。ただし、残土処理工の一部については、昼間施工としている。なお、現場条件等によりこれによりがたい場合は、別途協議する。
- ・ 特別他の工事等の調整はないので、部分的には工期の設定はない。

(ウ) 用地関係

- ・ 工事施工において民地借上を必要とする場合の協議及び補償等は、特に指示しない限

り、一切の行為は事業者の責任において処理しなければならない。

- ・本工事の施工区域外の工事用地においては、使用終了後速やかに原形復旧しなければならない。
- ・工事区域の用地取得については、すべて完了している。
- ・本工事における借地は予定していない。

(エ)公害関係

- ・工事に伴う公害防止（騒音・振動・粉塵・排出ガス等）については、特段考慮していない。
- ・水替、濁水処理等は特段考慮していない。

(オ)安全対策関係

- ・公共・公益施設（鉄道、ガス、電気、電話、水道等）等からの施工上の制約はない。
- ・有毒ガス及び酸素欠乏等の対策は、特段考慮していない。

(カ)工事用道路関係

- ・資機材等の搬入路については、既設の道路を使用することで考えており、特に道路管理者（地元住民等）等からの制限は受けていない。

(キ)仮設備関係

- ・本工事により発生するコンクリート塊（有筋）及びアスファルト塊（掘削・切削）は、下記の再資源化施設へ運搬するものとするが、これにより難しい場合は別途協議する。

- a. 受入場所 : 福岡県みやま市高田町黒崎開 1-1
施設名称 (株)三開永江 中間処理プラント
- b. 受入時間帯 : 午前 8:00～午後 17:00 (昼間)
午後 17:00～午後 22:00 (時間外)
午後 22:00～午前 8:00 (夜間深夜)
(日曜・GW・年末年始を除く)
- c. 受入寸法 : 50cm×50cm×50cm 以下
- d. 運搬距離 : 13.9km (片道)

(ク)建設副産物関係

- ・本工事により発生する建設発生土は、下記へ運搬するものとするが、これにより難しい場合は別途協議する。

- a. 受入場所 : 福岡県みやま市山川町河原内 1 4 3 8
施設名称 大坪G S I (株) 山川工場
- b. 受入時間帯 : 午前 8:00～午後 17:00 (昼間)
(日曜・祝日を除く)
- c. 受入土質 : 第 1 種残土
- d. 運搬距離 : 19.4km (片道)

(ケ)その他

- ・工事用資機材の仮置きは、特段考慮していない。
- ・在来施設の撤去により生じた現場発生品は、当該工事に使用するものとし、残量については下記の場所まで運搬のうえ引渡すものとする。

現場発出品名	引渡場所	運搬距離（片道）
H型鋼（縦梁） 溝形鋼、ライナープレート 鋼管柱・コンクリート柱 光ケーブル	R209号 山門跨線橋下	13.0km
照明灯		

- ・本工事において再利用できない鋼製の発出品が生じた場合は、スクラップとしての価値の有無を九州地方整備局と協議し、価値のある場合は現場発出品とし、価値のない場合は本工事にて処分するものとする。なお、この場合は契約変更の対象とする。
- ・関係機関・自治体等との近接施工は無い。
- ・本工事においては、部分使用は予定していない。
- ・用水の取水については、特段考慮していない。

イ 工事工程の共有

事業者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、九州地方整備局と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「九州地方整備局」又は「事業者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に九州地方整備局・事業者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の（ア）～（オ）に示すような事業者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- （ア）九州地方整備局・事業者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- （イ）著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- （ウ）工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- （エ）資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- （オ）その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム（ASP）の機能を活用するものとする。また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。

(2) 土工

ア 土質区分

土質の区分は、土木工事共通仕様書第1編 2-4-1の土砂はB分類、岩はC分類とし、土質区分に変更が生じた場合は契約変更の対象とする。

イ 土質の変更

事業者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、九州地方整備局の確認を受けるものとする。

(3) 構造物一般

ア 床掘に関する土質区分

床掘に関する土質区分は、特記事項「(3) 土工」に準じる。

イ 基礎床掘に関する排水

基礎床掘において、ポンプによる排水は考慮していないが排水の必要が生じた場合は、契約変更の対象とする。

ウ 埋戻材料

管路周辺及び、歩道部設置の特殊部周辺の狭隘な箇所の埋戻しには、再生砂を使用するものとするが、これにより難しい場合は、九州地方整備局と協議するものとし、契約変更の対象とする。

エ 埋戻し

埋戻しは、土質・含水比等を考慮し、タンパ等で十分締固めをしなければならない。

オ 敷モルタル及び管路基礎に関する材料

敷モルタルの混合比は1:3を標準とし、セメントの種類は高炉Bとる。また、管路基礎については再生砂を標準とする。

カ シリンダー錠ロック構造付き蓋

(ア)ハンドホール蓋シリンダー錠（専用キーを含む）の製品については、事前に九州地方整備局の承諾を受けるものとする。

(イ)セキュリティ対策については、適切な時期に九州地方整備局と協議し、対策を実施すること。

(ウ)シリンダー錠の専用キーの鍵番号及び必要数については、別途九州地方整備局が指示するものとする。

(エ)シリンダー錠、専用キー、専用ハンドルについては、別途九州地方整備局が指示する場所へ納入するものとする。

キ 接地抵抗測定記録表

電力系特殊部出来形検査項目における接地抵抗測定記録表を九州地方整備局の承諾を受け、電線管理者へ提出するものとする。

ク 接地工事

接地工事については電気設備に関する技術基準第19条及び第20条に基づき施工するものとする。

(ア)A種接地は、高圧機器部に設置し接地抵抗値10Ω以下（直径2.6mm以上の電線）を確認し施工する。

(イ)D種接地は、高圧機器部以外に設置し、接地抵抗値100Ω（直径1.6mm以上の電線）を確認し施工する。

上記施工にあたっては、接地抵抗を下向きに示す方法で測定し、種類別に接地棒の長さ・接地線の太さ・長さ（余長1m以上）を決定し九州地方整備局に報告するものとする。

(4) 推進工

ア 推進工

推進工についてはパイプターン工法を想定しているが、現場状況等により工法に変更が生じた場合は、九州地方整備局と協議のうえ、契約変更の対象とする。

イ 中込注入工（鋼管内の空隙充填）に関する配合

中込注入工（鋼管内の空隙充填）を当初設計では下記の配合で計画している。施工の前に配合について検討を行い、九州地方整備局の承諾を得てから施工を行うこと。なお、配合等について変更があった場合は、九州地方整備局と事業者が協議の上、契約変更の対象とする。

中込注入材の配合（エアミルク）[1.0m³ 当り]

セメント (kg)	骨材 (kg)	水 (kg)	気泡剤 (L)	希釈水 (kg)	空気量 (%)
350	0	196	1.48	35.52	66±5

気泡剤については現地で混合することとし、注入材ロス率については 1m³ 当り 8%で計上している。

(5) コンクリート工

ア コンクリート工

コンクリートは、原則として JIS A5308-2019 による生コンクリートとし、使用区分は下記のとおりとする。

ただし、スランブは対象となる構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打設、締め固め等の諸条件を適切に考慮し、変更が必要な場合は、九州地方整備局と協議するものとする。

また、コンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては 55%以下、無筋コンクリートについては 60%以下とする。ただし、均しコンクリート等を除くものとする。

なお、塩害対策等別に定めがある場合は、それによるものとする。

設計 基準強度	生コン 呼び強度	粗骨材の 最大寸法	スランブ	セメント の種類	適用工種
18N/mm ²	18N/mm ²	40mm	8±2.5cm	高炉B以上	推進工（仮設備（支厚壁）） 道路照明設備工
18N/mm ²	18N/mm ²	40mm	8±2.5cm	高炉B以上 (W/Cの規制なし)	情報ボックス工

イ コンクリートの品質

(ア) 生コン工場は原則として J I S マーク表示認証工場（改正産業標準化法（平成 30 年 5 月 30 日公布）に基づき、国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリート主任技士又はコンクリート技士の資格を持つ技術者が在籍するとともに、コンクリートの製造能力、製造設備、品質管理状態及び運搬時間を考慮して選定しなければならない。

(イ) 品質検査（JIS A5308,10 に示す検査）は請負業者が直接行うよう努めなければならない。やむを得ず生産者に検査のための試験を代行させる場合でも請負業者が立会し確認しなければならない。

(ウ) 品質管理は、施工管理基準によるほか、材令 7 日又は 3 日の圧縮強度試験を行い強度上疑義がある場合は、当該レディーミクストコンクリートの使用を中止することがあ

る。

(エ)ただし、重要構造物以外で少量の場合は当該試験を省略することができる。

ウ コンクリートの塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応対策

コンクリートの塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応対策については、「土木工事施工管理の手引き」によるものとする。

(6) 仮設

本整備工事の施工にあたり、仮設土留が必要となった場合は、九州地方整備局と協議するものとする。

(7) 路盤工

ア 路盤工に使用する材料及び路盤工の締固め度

路盤工に使用する材料及び路盤工の締固め度は、下記のとおりとする。

(ア)材料

種別	最大粒径	修正CBR	PI
下層路盤	40mm以下	20%以上 (30%以上)	6以下
上層路盤	40mm以下	80%以上 (90%以上)	4以下

注) アスファルトコンクリート再生骨材を含む材料を用いる場合は〈 〉内の数値を適用する。

(イ)締固め度

路肩部及び歩道部

平均値が最大乾燥密度の85%以上

(8) 舗装工

ア 混合物の種類

混合物の種類は下記のとおりとし、配合設計は土木工事共通仕様書第3編 2-6-3の21によるものとするが、これによりがたい場合は、九州地方整備局と協議するものとする。

種類	①粗粒度	①粗粒度	①密粒度	④密 粒 度 G
用途 最大粒径	表層 (車道部) 応急復旧 20mm	表層・中間層・基層 (車道部) 表層 (乗入Ⅱ種) 仮復旧 20mm	表層 (歩道部) 仮復旧 13mm	表層 13mm
突固め回数	75回	基層 (50回) 表層・中間層 (75回)	50回	75回
アスファルト の針入度	60～80			I型 40以上
アスファルト の種類	ストレートアスファルト			改質 アスファルト I型

粗骨材の種類	碎石
--------	----

イ 混合物の締固め度

混合物の締固め度は、下記のとおりとする。

歩道部の締固め度は、平均値が基準密度の92%以上とする。

路肩部の締固め度は、平均値が基準密度の96%以上とする。

ウ 歩道透水性舗装

表層に用いる透水性アスファルト混合物は、下表を標準とする。

種類	開粒度アスファルト混合物 (13)
粗骨材の最大粒径	13mm
突固め回数	50回
浸透水量	現場透水量試験で 300ml/15 秒以上

ポリマー改質アスファルトを使用する場合の品質は、舗装設計施工指針（平成18年版）の品質を合格するものとし、使用前にミルシートを提出し承諾を受けるものとする。

ただし、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物を使用する場合はミルシートの提出を省略することができる。

エ プライムコート及びタックコートの材料及び散布量

プライムコート及びタックコートの材料及び散布量は、下記を標準とする。

プライムコート (PK-3) 1.2L/m²

タックコート (PK-4) 0.4L/m²

オ 改質アスファルト

(ア) 改質アスファルトの品質は、舗装設計施工指針（平成18年度版 P222「付表-

8.1.10」、P223「付表-8.1.11」)の標準的性状を合格するものとし、使用前にミルシートを提出し承諾を受けるものとする。

ただし、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物を使用する場合はミルシートの提出を省略することができる。

(イ) 事前にホイールトラッキング試験を実施しDS値を九州地方整備局に報告し承諾を受けた後施工するものとする。

ただし、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物を使用する場合は当該試験を省略することができる。

カ 排水性舗装（ポーラスアスファルト舗装）

表層に用いる排水性混合物は、下表を標準とする。

バインダーの種類	ポリマー改質アスファルトH型
粗骨材の最大粒径	13mm
目標空隙率	20%程度
突固め回数	50回
粗骨材の種類	碎石

(ア) ポリマー改質アスファルトH型の品質は、舗装設計施工指針（平成18年版）の品質を合格するものとし、使用前にミルシートを提出し承諾を受けるものとする。

ただし、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物を使用する場合はミルシートの提出を省略することができる。

(イ) 事前にホイールトラッキング試験を実施しDS値を九州地方整備局に報告し承諾を受けた後施工するものとする。

ただし、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物を使用する場合は当該試験を省略することができる。

(ウ) タックコートの材料及び散布量は、下記を標準とする。

タックコート (PKR-T) 0.4L/m²

(エ) ポーラスアスファルト混合物の目標値は、次表に示すとおりとする。

安定度 (kN)	透水係数 (cm/sec)	DS値 (回/mm)
3.43 以上	10-2 以上	5,000 以上

キ アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けた混合物

(ア) 上記認定アスファルト混合物については、事前審査認定書（認定書及び事前審査認定アスファルト混合物総括表）の写しを工事に使用する前に提出することで、土木工事共通仕様書の「第3編 2-6-2 材料」、「第3編 2-6-7 アスファルト舗装工」、「第3編 2-6-12 コンクリート舗装工」、「第10編 2-3-2 路床安定処理工」における材料及び混合物の品質証明に代えるものとする。

(イ) 上記認定アスファルト混合物の品質管理は、別添「アスファルト事前審査における品質管理基準」によるものとする。

(ウ) なお、事前審査制度によらない混合物については、従来どおり「土木工事共通仕様書」によるものとする。

ク 表層直下の不透水層

不透水層に用いる混合物は下表の基準値を満足するものとする。

空隙率 (%)	飽和度 (%)
3～6	70～85

ケ 成果品

舗装データベース管理システム入力用の舗装工事データを作成すること。

(9) 道路附属物工

ア 区画線

区画線は、溶解式とし「区画線設置工事共通仕様書」（平成15年度版）によるものとする。

なお、「区画線設置工事共通仕様書」（平成15年度版）は九州地方整備局ホームページ建設技術情報等内 (http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou/index.html) に掲載している。

イ 道路附属物等におけるボルト部のマーキング

本工事において施工する道路附属物のボルト接合部については、ゆるみ等の有無を簡易に外観から確認できるようボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング（合いマーク）を施工する。

なお、マーク塗料、色彩、太さ、小径ボルト施工対象範囲については、九州地方整備局と協議し決定すること。（又は、マーク塗料、色彩等を具体的に指示。）

(10) 情報ボックス工

ア 情報ボックス製品の発注

(ア)情報ボックスに使用する製品の寸法は、九州地方整備局と協議のうえ製品を発注するものとする。

(イ)使用する製品は、JIS 認定工場の製品を極力使用するものとするが、JIS 認定工場以外の製品を使用する場合は、品質管理状況等を確認し品質の確保を図るものとする。

イ 情報ボックス製品の品質・規格等

(ア)使用する情報ボックスの品質・規格は下記によるものとする。

種別	設計荷重	さや管収納断面積	断面形状
蓋式情報ボックス	T-25	A=25×25cm	単空間方式

(イ)使用する製品は、図面・寸法・耐荷力計算書等を添付し九州地方整備局の承諾を受けて使用するものとする。

(ウ)承認資材により工事目的物形状に変更が生じても契約変更の対象としない。ただし形状変更・材質変更等により建設コストが著しく安価となる場合は、九州地方整備局と協議するものとする。

ウ 情報ボックスの設置箇所

情報ボックスの設置箇所は、施工に先立ち九州地方整備局と協議し決定するものとする。

エ 締固め

締固めを行う際には、管の移動、変形等が生じないように注意しながら施工するものとする。

オ さや管

情報ボックス内に布設する「さや管」は、硬質塩化ビニール管（VU-50）と同等品以上の品質を有するものとし、使用に際しては九州地方整備局と協議のうえ、管径、管材に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。

なお、さや管にはリード線を入れるものとして、その規格は 600V ビニル絶縁電線(IV1.6mm)または高張力プラスチック線(ポリエチレンテレフタレート 2.0mm)と同等品とする。

カ 通過試験

管路敷設後に九州地方整備局の指示に従い、下記に示すマンドリルまたは、テストケーブルを使用し通過試験を行い、九州地方整備局の承諾を受けるものとする。確認の結果、不合格の場合は必ず手直しを行うものとする。

また、試験結果と同時に管路内の清掃も行うものとする。

(ア)マンドリルは直線管路の通過試験に使用する木の棒で、両端に引き通し線が取付けられる構造で材質は容易に摩耗されない堅材(ケヤキ、クスノキ等)とする。

(イ)テストケーブルは短区間の配管で、マンドリルによる通過試験が不能の場合に使用するもので管内径に適合するケーブルを使用し、引き通し試験を行うものとする。これに使用するケーブルは外皮にキズが少ないものを用い、管内部のキズを発見できるものだけなければならない。

管サイズ	マンドリル		テストケーブル	
	長さ	直径	長さ	直径
内径50～60mm未満	300mm	40mm	5m以上	40mm

キ シリンダー錠ロック構造

- (ア)ハンドホール蓋のシリンダー錠（専用キーを含む）の製品については、九州地方整備局が承諾を受けたものとする。セキュリティ対策については、適切な時期に九州地方整備局と協議し、対策を実施すること。
- (イ)シリンダー錠の専用キーの鍵番号及び必要数については、別途九州地方整備局が指示するものとする。
- (ウ)シリンダー錠、専用キー、専用ハンドルについては、別途九州地方整備局が指示する場所へ納入するものとする。

(11) 道路照明設備

ア 道路照明柱基礎位置

道路照明柱基礎位置については、九州地方整備局立会のうえ決定するものとし、現地状況等により基礎の形状が変わる場合は協議するものとし、契約変更の対象とする。

イ 道路照明器材の仕様

本工事における道路照明器材の仕様は、下記のとおりとする。仕様に変更が生じた場合は九州地方整備局と協議のうえ契約変更の対象とする。

(ア)照明柱

形式	鋼管ポール（丸ポール直線型(多目的照明柱)） 9基 鋼管ポール（丸ポール直線型(IS10B-S)） 12基
長さ	(GL高) 10m 21基
構造等	リブ露出型を基本とする。
防錆処理	溶融亜鉛メッキ (HDZ55) 処理とする。
張り紙防止	GL+300mm～3300mm まで張り紙防止塗装を施すものとする。
防食塗装	基礎部の防食処理としてタールホキシ樹脂塗料 (JIS K 5664 1種) を塗布するものとする。

- (イ)照明器具 (灯具) LED照明器具
- (ウ)ランプ LED照明器具用ランプ
- (エ)ポール内端子台 国土交通省標準 1灯用

(12) 通信設備

ア 光ケーブル配線 (地中管内配線及び架空配線)

- (ア)配線作業については、施工詳細について、九州地方整備局を含めて十分打合せを行うものとする。
- (イ)作業において、既設機器またはその他の施設に損傷を与えた場合は、全て事業者の負担において修理及び原型復旧するものとする。
- (ウ)既設ハンドホール、既設配管の確認を施工前及び施工後入念に行うものとする。
- (エ)配線後、各配線接続部及び要所には、行先を表示した名札等を取り付けるものとする。
- (オ)光ケーブル敷設完了後、接続損失試験及び伝送損失試験を入念に行うものとする。
- (カ)光ケーブルの敷設については、新設の光ケーブルを敷設後、既設光ケーブルの撤去を

行うものとし、回線停止時間を極力短縮するものとする。回線停止の行程については、九州地方整備局と協議すること。

(キ)既設光ケーブルについては、撤去後再設置にて計画しているが、再利用が困難と判断される場合は、協議の上契約変更の対象とする。

(13) 施工管理一般

ア 工事竣工までの提出図書

工事竣工までに、下記図書を整理し、提出するものとする。

(ア)出来形管理資料・・・・・・ 出来形管理図、写真管理資料

(イ)品質管理資料・・・・・・ 品質管理図

(ウ)道路施設基本データ [道路施設基本データ作成特記仕様書による]

(エ)完成図

(オ)新技術活用効果調査表(新技術・新工法を採用した場合)

(カ)その他九州地方整備局の指示した資料

イ 建設現場の遠隔臨場

本工事は、建設現場の遠隔臨場について、事業者が試行可能な場合に実施する試行工事(発注者指定型)である。

(ア)建設現場の遠隔臨場に関する試行工事

「建設現場の遠隔臨場に関する試行工事(以下、「本試行工事」という。)」は、事業者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や九州地方整備局(監督員)における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、本試行工事は、『建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(案)』の内容に従い実施する。

(イ)試行内容

a. 段階確認・材料確認、立会での確認

(a)事業者がウェアラブルカメラ等により撮影した映像と音声を九州地方整備局等へ同時配信を行い、双方向の通信により会話しながら確認し、試行内容に応じて録画する。試行内容については、事業者との協議により実施するものとする。

(b)映像と音声の録画を必要とする場合は、確認実施者が現場技術員の場合とする。この場合、現場技術員は使用するPCにて録画し、情報共有システム(ASP)等に登録して保管する。(従来の立会資料の管理同様とする。)なお、録画及び登録と保管は『建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査試行要領(案)』に従い、取りまとめるものとする。

(c)ウェアラブルカメラとは、ヘルメットや体に装着や着用可能(ウェアラブル; Wearable)なデジタルカメラの総称であり使用製品を限定するものではない。一般的なAndroidやiPhone等のモバイル端末を使用することも可能である。なお、ウェアラブルカメラ等の使用は、「段階確認」、「材料確認」と「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、事業者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

b. 機器の準備

本試行工事に要するウェアラブルカメラ等の映像と音声の配信に必要な機器等は事業者が手配、設置するものとし、詳細については、九州地方整備局と協議し決定するものとする。

c. 効果の検証

本試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、九州地方整備局の指示による。

d. 費用

本試行に要する費用は、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上する。なお、事業者から試行可能の回答が得られた後、変更契約にて計上するものとする。

ウ 情報共有システムについて

(ア)本工事は、九州地方整備局及び事業者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」（平成26年7月）に基づき実施すること。

(イ)事業者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、九州地方整備局と協議し承諾を得なければならない。使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

- ・工事施工中における九州地方整備局・事業者間の情報共有システム機能要件 平成31年3月版（Rev5.1）（国土技術政策総合研究所）（ただし、5.8.2 データ連携機能を除く）
- ・九州地方整備局のセキュリティポリシーに則った証跡管理機能
証跡管理機能としては、システム内に保持されたファイルへの利用者の閲覧・編集・取得履歴（ログ）を記録・保管し、九州地方整備局の提出要求に迅速に応えられること。ログには、利用者アカウント、日付・時刻、アクセスURL、アクセスファイルが含まれることとする。

(ウ)九州地方整備局及び事業者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、事業者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、九州地方整備局と協議の上決定する。

(エ)事業者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

- a. 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
- b. サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに九州地方整備局及び事業者に連絡を行い適正な処置を行う旨
- c. bの場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると九州地方整備局若しくは事業者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、事業者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

(オ)情報共有システムを利用する九州地方整備局等及び事業者の費用は共通仮設費（技術

管理費)の率分に含まれる。利用料金は情報共有システムへの登録料及び使用料である。

(カ)事業者は、九州地方整備局から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

エ 品質証明の提出

本工事は、土木工事共通仕様書第3編 1-1-8 (品質証明)の対象工事とする。

なお、他工事における専任の主任(監理)技術者については、品質証明員を兼任することはできない。

(14)安全管理

ア UAV等を使用する際の安全面への配慮について

事業者は、起工測量等においてUAV等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準(案)」(国土地理院平成28年3月)に基づいてUAV等を使用すること。

イ 交通誘導警備員

工事は交通頻繁な道路における現場であるため、原則として交通誘導警備員は交通誘導警備検定合格者(1級又は2級)を配置することとする。但し、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、九州地方整備局が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料等により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員と認めた者については、この限りではない。なお、「警備員等の検定等に関する規則」第2条において、配置を義務づけられた警備員には上記ただし書きは適用できない。

資格	資格要件
1・2級交通誘導警備員 検定合格者	交通誘導警備員に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認めた者
交通誘導に関し専門的な知識及び技術を有する警備員等	・警備業法における基本的教育及び業務別教育(警備業法第二条第一項第二号の警備業務)を現に受けている者

ウ 工事施工中の路面段差について

舗装修繕工事等の現道工事において、切削等の施工中に一時的に交通開放を行う場合の車道路面の段差処理については、土木請負工事必携によるものとし、施工計画時にすりつけ方法を明記するものとする。

なお、合材によるすりつけが困難な場合は、九州地方整備局と協議し、二輪車等の転倒防止対策を実施するものとする。

エ 通行規制を伴う工事を実施する場合について

(ア)通行規制を伴う工事を実施する場合、現場代理人は、PCや携帯電話のインターネット接続機能を用いて、次の事項の入力を行う。

なお、この情報はインターネットやVICSを介して一般の方や道路利用者へ提供されるので正確な情報を迅速に入力しなければならない。

- a. 通行規制を伴う工事情報の入力
- b. 通行規制を伴う1週間以上の予定日時、工事規制情報の入力
- c. 通行規制を伴う本日の工事開始時刻(工事開始前)

-
- d. 通行規制を伴う本日の工事終了時刻（工事終了後速やかに）
 - e. 通行規制を伴う本日の工事中止情報
- (イ)インターネット接続のための工事番号（工事 ID）、パスワードについては九州地方整備局の指示による。

(15) その他

ア コリنزへの位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1 編 1-1-5 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2011）に準拠する。

起点 福岡県大川市榎津 緯度 33° 11' 56" 経度 130° 22' 48"

終点 福岡県大川市榎津 緯度 33° 12' 21" 経度 130° 22' 51"

イ 低騒音型建設機械の使用について

本工事においては、低騒音型建設機械の使用は義務づけていないが、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機発第 58 号）により低騒音型建設機械の使用義務づけを図る必要が生じた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成 9 年建設省告示第 1536 号）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。ただし、これにより難しい場合は、必要書類を提出のうえ九州地方整備局と協議するものとする。

ウ 現場環境改善

(ア)工事現場の環境改善は、周辺住民への生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、事業者は施工に際し、この趣旨を理解し九州地方整備局と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。

(イ)現場環境改善の内容については、別表第 1 の内容のうち原則として各項目ごと（仮設関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）に 1 内容ずつ（いずれか 1 項目のみ 2 内容）の合計 5 項目以上を実施するものとする。

(ウ)現場環境改善については具体的な内容、実施時期について、施工計画書に含め提出するものとする。

(エ)工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。

(オ)工期設定に際しては、現場環境改善の準備に必要な期間を考慮するものとする。

別表第1

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	1.用水・電力等の供給設備 2.緑化・花壇 3.ライトアップ施設 4.見学路及び椅子の設置 5.昇降設備の充実 6.環境負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2.労働者宿舎の快適化 3.デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4.現場休憩所の快適化、 5.健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2.盗難防止対策（警報器等） 3.避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	1.完成予想図、2.工法説明図、3.工事工程表 4.デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5.見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6.見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7.パンフレット・工法説明ビデオ 8.地域対策費（地域行事等の経費含む） 9.社会貢献

エ 現場環境改善（快適トイレの設置）

(ア)内容

事業者は、施工現場付近に下記 a～k の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。l～q については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- a. 洋式（洋風）便器
- b. 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- c. 臭い逆流防止機能
- d. 容易に開かない施錠機能
- e. 照明設備
- f. 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- g. 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- h. 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- i. サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- j. 鏡と手洗器
- k. 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- l. 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）

- m. 擬音装置（機能を含む）
- n. 着替え台
- o. 臭気対策機能の多重化
- p. 室内温度の調整が可能な設備
- q. 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

(イ) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

事業者は、上記アの内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について九州地方整備局と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】 a ～ f 及び【付属品として備えるもの】 g ～ k の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基/工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基/工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

(ウ) その他

快適トイレの手配が困難の場合は、九州地方整備局と協議の上、本条項の対象外とする。

オ 施工形態動向調査

本工事は「施工形態動向調査」の対象工事である。調査の対象範囲は以下のとおりとする。

なお、調査要領等は九州地方整備局より別途指示するものとする。

カ 施工合理化調査

本工事は「施工合理化調査」の対象工事である。調査の対象範囲は以下のとおりとする。

なお、調査要領等は九州地方整備局より別途指示するものとする。

(16) コンクリート耐久性向上対策

ア コンクリート耐久性向上対策

土木工事施工管理の手引「コンクリート耐久性向上対策実施要領」による。

イ コンクリート二次製品

本工事に使用するコンクリート二次製品のうち次に示す二次製品は、工場の品質管理データを提出し、九州地方整備局の承諾を得なければならない。

	塩化物総量規制	アルカリ骨材反応対策
品名	鉄筋を有する二次製品	すべての二次製品

(17) 架空線等上空施設への接触・切断事故防止対策

ア 架空線等上空施設への接触・切断事故防止対策

事業者は着手前の準備にあたり、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、土捨て場、資材等置き場、資機材運搬経路等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を実施し、その調査結果について、支障物の有無に関わらず施工計画書に記載しなければならない。

事前調査の結果、施工上支障となる架空線が確認された場合は下記の対応を行うこととする。

(ア) 施工計画書への記載

a. 施工計画書への記載

- (a) 建設機械等のブーム、ダンプトラックがダンプアップ状態等、架空線等上空施設への接触・切断が懸念される状態での移動・走行の禁止対策。また、建設機械等の施工時においては、接触・切断が懸念される状態での旋回の禁止対策。
- (b) 現場出入り口での「高さ制限装置の設置」や架空線等への「防護カバー設置」等の事前対策の実施方法。
- (c) 禁止対策及び事前対策等の定期点検並びにオペレータ・運転手等への安全教育指導の実施方法。

b. 点検・教育の実施

- (a) 施工計画書に記載された禁止対策及び事前対策等は、定期点検を実施するものとし、改善並びに補修等が必要と確認された場合には、適宜対応するものとする。
- (b) 新規入場者教育、KY活動並びに安全教育時等において、オペレータ・運転手等に対し、施工計画書に記載された項目について教育の徹底を図る。

c. 九州地方整備局への報告

- (a) 点検・教育の実施状況については、実施後速やかに九州地方整備局へ報告すること。

(18) 再生資源

ア 再生資材の利用等

(ア) 再生資材の利用

事業者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資材名	規格	摘要
再生砂	再生砂	開削土工（埋戻し）
再生加熱 AS 混合物	密粒 13mmTOP	歩道部（表層）[仮復旧]
再生加熱 AS 混合物	粗粒 20mmTOP	車道部（表層）[応急復旧] 車道部（表層・中間層・基層）[仮復旧] 乗入Ⅱ種（表層）[仮復旧]
再生粒度調整碎石	25mmTOP	車道部（上層路盤）[応急復旧] 乗入Ⅱ種（上層路盤）[仮復旧]・[本復旧]

資材名	規格	摘要
再生クラッシュラン	40mm 以下	構造物基礎 車道部（下層路盤）[応急復旧] 歩道部（下層路盤）[仮復旧] 乗入Ⅱ種（下層路盤）[仮復旧]・[本復旧]

なお、使用に際し「プラント再生舗装技術指針」を遵守するものとする。

(イ) 指定副産物の搬出

建設工事の施工により発生する指定副産物の搬出場所は「(2) 施工条件」によるものとする。

(ウ) 特定建設資材の分別解体等・再資源化等

a. 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成 12 年法律第 104 号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、事業契約書に定める事項は契約締結時に九州地方整備局と事業者の間で確認されるものであるため、九州地方整備局が積算上条件明示した以下の事項と異なる場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合で、事業者の責によるものでない事項については、九州地方整備局と協議するものとする。

(a) 分別解体等の方法

工程	工程	作業内容	分別解体等の方法（※）
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

(b) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

再資源化等をする施設の名称及び所在地は、特記事項「(2) 施工条件」によるものとする。

b. 事業者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、九州地方整備局に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成 14 年 5 月）」に定めた様式 1

〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

(エ)建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり、事業者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これにより難しい場合には、九州地方整備局と協議しなければならない。

(オ)建設発生土情報交換システムの活用

本工事は、建設発生土情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり、事業者は、土量、土質、土工期等に変更があった場合、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。

なお、これにより難しい場合には、九州地方整備局と協議しなければならない。

(カ)工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、九州地方整備局と協議するものとする。

(19) 電子納品

ア 写真管理

写真は、「デジタル写真管理情報基準」に基づいて提出する。

3. 工事業務に係る調整業務

事業者は、工事業務と並行して、以下に記載する各種業務について九州地方整備局と協議・連携の上、自ら主体的に業務を実施する。各業務の実施内容、関係機関協議、要求水準については、設計業務に係る調整業務に準じるものとする。

(1) 業務計画

事業者は、調整業務（工事段階）実施にあたり、次の(2)から(4)に記載する各種業務について業務計画書を作成し、業務着手予定の前日までに、九州地方整備局へ提出する。

(2) 工事期間における規制箇所等調整

工事期間における規制箇所等については、施工計画書に基づき、工事着工前に、道路管理者及び交通管理者等関係機関と調整を行うものとする。また、工事着工後に、必要に応じて、占用調整会議を行うこととする。

(3) 隣接家屋・店舗等との出入口調整

隣接家屋・店舗等との出入口については、道路管理者との協議に基づき幅員・構造・舗装構成を調整するものとする。

(4) 地元に対する工事説明会

事業者は、地域住民に対して工事着手前に工事内容について説明会を実施し、同意を得よう

努めなければならない。実施方法については、第2章4.(2)に準じるものとする。

4. 本施設の所有権移転業務

事業者は、九州地方整備局による完成検査後、国に対して本施設の所有権を移転すること。

第4章 工事監理業務

事業者は、工事監理期間中は原則として、工事監理業務報告書（業務月報）を九州地方整備局に提出し、工事監理状況の報告を行うとともに、九州地方整備局が要請したときは、工事監理の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を書面等で行うこと。なお、工事監理業務報告書（業務月報）の提出開始時期は、九州地方整備局との協議により決定する。事業者は、設計図書等と工事内容の整合性を確認するとともに、必要な検査を実施すること。

第5章 維持管理業務

1. 基本事項

(1) 一般事項

事業者は、維持管理対象施設を対象とし、維持管理業務計画書、事業契約書、本要求水準書、入札時の提案書類に基づき、維持管理対象施設の性能及び機能を維持することにより、利用者の利便性・安全性を確保することを目的とし、以下の内容の維持管理業務を実施すること。

事業者は、維持管理業務を遂行するに当たって、本要求水準書のほか、「九州地方建設局電線共同溝管理規程」（資料5）、「九州地方建設局電線共同溝保安細則」（資料6）、「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル（案） Ver.2（九州地方整備局）」及び「電線共同溝管理台帳（作成例）」（資料7）にも準拠すること。

- ア 点検・補修業務
- イ 台帳作成・管理業務
- ウ 維持管理業務に係る調整業務

(2) 業務期間

維持管理業務の期間は、事業者が国に電線共同溝を引渡した日（令和13年3月末）より、令和33年3月末日までとする。

(3) 業務実施体制

ア 業務実施の体制

事業者は、上記(1)の各業務を実施する体制を確立し、各業務を総括する維持管理責任者を設置し、九州地方整備局に通知すること。

また、各業務の実施にあたっては、非常時の指示命令系統及び連絡体制を九州地方整備局と協議のうえ確立すること。

イ 業務従事者の要件等

事業者は、業務従事者には必要な業務遂行能力を有する者をあて、適切な態度で誠意を持って業務に従事させること。また、業務の実施に際しては、業務従事者であることを容易に識別できるようにして、業務及び作業に適した服装で、名札を着用させること。

(4) 提出書類

事業者は、業務提供期間中、業務計画に基づき維持管理業務の実施に際し、以下の書類を作成し、九州地方整備局に提出し、確認を受けること。様式・内容・提出日等はあらかじめ九州地方整備局と協議して定めること。

ア 業務計画書

事業者は、業務実施にあたり下表に示す業務計画書を作成し、提出すること。事業者は、提案書に記載した内容について、業務計画書へ記載するとともに、適切に業務を遂行すること。

また、次の場合は、業務計画書を修正し、再度提出すること。

(ア)業務計画書の提出後、業務計画書の記載内容に変更があった場合

(イ)九州地方整備局に業務計画書の記載内容が不適切と判断された場合

表-3 業務計画書と提出時期

提出時期	業務計画書	
維持管理業務開始予定日の前日まで	業務計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施体制 ・業務管理体制 ・各業務の責任者の経歴、資格等 ・業務担当者名及び経歴等 ・業務提供内容及び実施方法等 ・業務実施の周知内容及び方法 ・業務報告の内容及び時期 ・苦情等への対応 ・非常時・災害時の対応及び想定外の事態が発生した場合の対応 ・安全管理 ・その他、必要な事項
当該事業年度が開始する日の1ヶ月前まで	年間業務計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・上記項目における当該年度実施分

イ 業務報告書

事業者は、業務ごとの実施状況について下表に示す業務報告書を作成し、九州地方整備局へ提出し、確認を受けること。

表-4 業務報告書等と提出時期

提出時期	業務報告書	
		添付すべき資料
業務開始後速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・管理台帳の作成及び修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・電線共同溝管理台帳の作成 ・敷地調査図の修正
実施後速やかに提出	<ul style="list-style-type: none"> ・点検・補修記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・点検記録表 ・補修結果記録
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務手続き記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・占有者の台帳閲覧申請記録 ・電線共同溝の入溝記録
	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関協議結果 	<ul style="list-style-type: none"> ・打合せ記録簿 ・苦情等及びその対応結果 ・その他、必要な資料
年報（各事業年度終了後10日以内）	<ul style="list-style-type: none"> ・管理台帳の修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・電線共同溝管理台帳の修正 ※修正がない年度は提出不要

※ただし、最終事業年度の最終月は除く。

ウ その他の業務報告

事業者は、業務の遂行に支障をきたすような重大な事象が発生した場合は、速やかに九州地方整備局に報告すること。また、九州地方整備局から業務遂行上必要な報告・書類の提出の要請があった場合は、速やかに対応すること。

(5) 業務の実施

事業者は、業務の実施に際して次のことに対応すること。

ア 苦情等への対応

事業者は、市民や占有業者等からの維持管理に関する苦情・要望等に対し、緊急を要する

場合は速やかに九州地方整備局に報告し、再発防止措置を含め迅速かつ適切に対応し、その対応結果を九州地方整備局に報告すること。なお、緊急を要さない場合は、九州地方整備局と協議の上対応する。また、事業者は、適用範囲外に関する苦情等（地域住民等からの苦情等）を受けた場合、速やかに九州地方整備局に報告し、対応について協議すること。

イ 想定外の事態への対応

事業者は、想定外の事態の発生、または発生が予測された場合、迅速かつ適切に対応すること。

ウ 災害時・非常時の対応

火災等の緊急事態が発生した場合は、事業者は、直ちに非常時の指示命令系統及び連絡体制に従い連絡・通報すること。また、現場に急行し、業務従事者の安全が確保できる範囲で応急措置を行うこと。

エ 危険物・火気の取扱

事業者は、業務実施等の際し、原則として火気等は使用してはならない。火気を使用する場合は、事前に九州地方整備局の承諾を得ること。

(6) 維持管理関連貸与図面等

事業者は、図面・資料等を、維持管理期間中、九州地方整備局より借り受け、善良な管理者の注意をもって管理すること。

(7) 打合せ

維持管理業務を適正かつ円滑に実施するため、九州地方整備局と事業者は、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

ア 業務計画書作成時

初年度は前年度中に確認、各年度は年度当初の打合せと合わせて実施する。

イ 業務報告書提出時

ウ 抜柱、入線等の調整のための協議時（実施時期は適宜）

2. 点検・補修業務

(1) 一般事項

点検・補修業務は、維持管理対象施設の性能を満足することを目的に、定期的にその機能、劣化状況、損傷等異常の有無の点検と必要な補修を行うものとする。

点検・補修の結果等により、上記の目的を達成できないおそれがある場合は、必要な対応を実施すること。

なお、補修及び対応に関する費用負担については九州地方整備局と協議すること。

(2) 要求水準

ア 事業者は、イ及びウの点検を実施し、補修が必要と判断した場合には、九州地方整備局と協議の上補修を行い、所要の性能を発揮できる状態を維持するよう努めること。

-
- イ 「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル(案) Ver.2(九州地方整備局)」に基づき点検を実施すること。なお、日常点検(道路巡回時等)については、徒歩による目視点検を年1回は行うこと。
 - ウ 特殊部については、5年に1回内部を点検すること。
 - エ 事業者は、異常を発見した場合には、同様の異常の発生が予想される箇所の点検を実施すること。

(3) 特記事項

ア 点検

九州地方整備局が道路巡回時に異常を発見した場合は、九州地方整備局より事業者へ報告した後、事業者は早急に状況を確認し、九州地方整備局と協議の上補修を行うこと。

イ 災害及び想定外の事態が発生した場合の対応

災害等が発生した場合、または不測の事態が発生した場合、事業者は、安全を確認した上で、直ちに施設の点検を行い、被害状況を速やかに九州地方整備局に報告すること。

ウ 応急措置

点検の結果、継続使用することにより著しい損傷等が発生することが想定される場合は、応急措置を講ずること。

3. 台帳作成・管理業務

事業者は、電線共同溝の管理台帳を作成するとともに、必要に応じて修正すること。

また、九州地方整備局が作成済みの敷地調査図について、修正を行うこととする。なお、これらの修正に伴う費用については、九州地方整備局と協議して決定する。

(1) 一般事項

台帳作成・管理業務は、維持管理対象施設に係る管理台帳を作成するとともに、適宜更新作業を行うことを目的に行うものとする。

(2) 要求水準

事業者は、入線完了後に入構状況を確認し、土木設計業務等共通仕様書及び「電線共同溝管理台帳(作成例)」等に基づき、国道208号榎津「電線共同溝」施設について、電線共同溝管理台帳の作成を行うこと。

(3) 特記事項

ア 管理台帳の作成

事業者は、以下の資料を作成すること。

- (ア) 位置図 (1/25,000程度)
- (イ) 平面図 (全企業者及び個別企業者毎に作成)
- (ウ) 柵詳細図
- (エ) 管路内訳
- (オ) 鍵管理表

イ 管理台帳の更新

事業者は、電線共同溝の改築、維持、修繕並びに災害復旧等を施行しようとする場合、及

び新たに占有者が加入する等、収容物件に変更が生ずる場合は、計画時より占有予定の占有業者等と協議し、台帳を更新すること。

また、事業者は、占有業者等が自己に起因する台帳の内容変更を届け出た場合、及び占有業者等から台帳の閲覧を申請された場合も、これに対応すること。

4. 維持管理業務に係る調整業務

(1) 一般事項

本業務は、占有業者等と必要な調整を行い、円滑な維持管理業務の遂行を実施することを目的とする。

(2) 業務計画

事業者は、調整業務（維持管理段階）実施について、業務計画書を作成し、業務着手予定の前日までに、九州地方整備局へ提出する。

(3) 要求水準

ア 協議・調整

事業者は、維持管理対象施設の点検・補修、抜柱・入線等に係る調整、管路利用の管理に際して、占有業者等と必要な協議・調整を行うこと。

事業者が行う抜柱・入線等に係る調整については、占有業者等との各種会議を活用しつつ進捗管理を行うこと。また、抜柱・入線についての進捗状況について、適宜九州地方整備局に報告を行うこと。

事業者が行う管路利用の管理とは、占有業者等の台帳閲覧申請、電線共同溝の入溝に関する事務とする。

なお、維持管理業務に係る調整業務については、事業の効率化を図るため、工事業務に係る調整業務で実施してもよい。

イ 業務の範囲

工事完了後に行う入線及び抜柱に関する業務範囲を下表に示す。事業者は、設計した連系設備整備、入線及び抜柱までを計画的に実施するため、占有業者等及び関係機関と実施工程の調整及び管理を行い、各年度の上半期中に翌年度の実施箇所や実施時期を九州地方整備局と調整すること。申請許可等の手続き及び実施に関する業務は九州地方整備局と占有業者等で直接行う。

表-5 入線及び抜柱に関する業務範囲一覧表

担当	協議・調整	申請・受理	承認	実施	連絡・報告
九州地方整備局	—	○：受理	○	—	—
事業者	○	—	—	—	○：報告
占有業者等	○	○：申請	—	○	—

ウ 連絡・報告

事業者は、占有業者等及び関係機関と必要な協議・調整を行った際は、九州地方整備局に連絡・報告を行うこと。

資料 1 用語の定義

本要求水準書において使用する用語の定義は、次の通りとする。

- ア 「PFI 法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
- イ 「本事業」とは、「事業契約書等」及び「PFI 法」に基づいて実施する「国道 208 号榎津電線共同溝 PFI 事業」をいう。
- ウ 「事業者」とは、特定事業を実施する民間事業者をいう。
- エ 「本施設」とは、本契約に基づいて「事業者」が「各業務」を実施する、電線共同溝及び道路・道路附属物をいう。
- オ 「要求水準」とは、「九州地方整備局」が「本事業」の実施にあたり、「事業者」に履行を求める水準をいう。なお、「事業計画書」に記載された提案内容が「要求水準書」に示された水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を適用する。
- カ 「各業務」とは、「設計業務」、「工事業務」及び「維持管理業務」をいう。
- キ 「事業期間」とは、本契約の締結日を開始日（同日を含む。）とし、理由の如何を問わず本契約が終了した日又は令和 33 年 3 月 31 日のいずれか早い方の日を終了日（同日を含む。）とする期間をいう。
- ク 「事業年度」とは、「事業期間」中の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間とし、初年度については、事業契約の締結日から最初に到来する 3 月 31 日までとする。
- ケ 「設計業務」とは、「本施設」の設計並びに必要な一切の調査、申請及び届出等に関する業務をいい、その業務内容の詳細は「要求水準書」に記載のある設計業務によるものとする。
- コ 「設計図書」とは、「要求水準書」に基づき、「事業者」が作成する詳細設計図書その他「本施設」の設計に係る一切の書類をいう。
- サ 「整備」とは、電線共同溝等の設計及び工事を合わせたものをいう。
- シ 「工事監理業務」とは、「本施設」の建設工事に対する工事監理に係る業務をいい、その業務内容の詳細は「要求水準書」によるものとする。
- ス 「工事監理業務報告書」とは、「工事監理業務」に関する報告書をいい、その内容の詳細は「要求水準書」によるものとする。
- セ 「施工計画」とは、「本施設」の施工に関する計画をいい、その内容の詳細は「要求水準書」によるものとする。
- ソ 「維持管理業務」とは、「電線共同溝」の性能及び機能を適正に維持管理するための業務をいい、その業務内容の詳細については「要求水準書」によるものとする。
- タ 「調整業務」とは、「設計業務」、「工事業務」及び「維持管理業務」の「各業務」において、関係機関や地元住民、利害関係者との調整を行うための業務をいう。
- チ 「補修」とは、「電線共同溝施設」の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を、原状、又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
- ツ 「点検」とは、「電線共同溝施設」の機能の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常、又は劣化がある場合、必要に応じ対応措置を講じることの判断を含む。

-
- テ「貸与図面等」とは、「九州地方整備局」が「事業者」に貸与する「電線共同溝施設」の管理に係る図面及び資料をいう。
- ト「交通管理者」とは、交通規制標識・信号機等の道路利用者の通行管理を行う者（警察）をいう。
- ナ「占用業者等」とは、本施設を占用利用する目的を持つ、電力・通信等の各電線を所有・運用する者をいう。
- ニ「法令等」とは、法律・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、その他公的機関の定める一切の規程・判断・措置等をいう。
- ヌ「法令等の変更等」とは、本契約の締結時点における既存の「法令等」の変更若しくは廃止又は新たな「法令等」の新設をいう。
- ネ「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲外のもの（入札説明書及び設計図書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）などであって、「九州地方整備局」又は「事業者」のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、「法令等の変更等」は、「不可抗力」に含まれない。

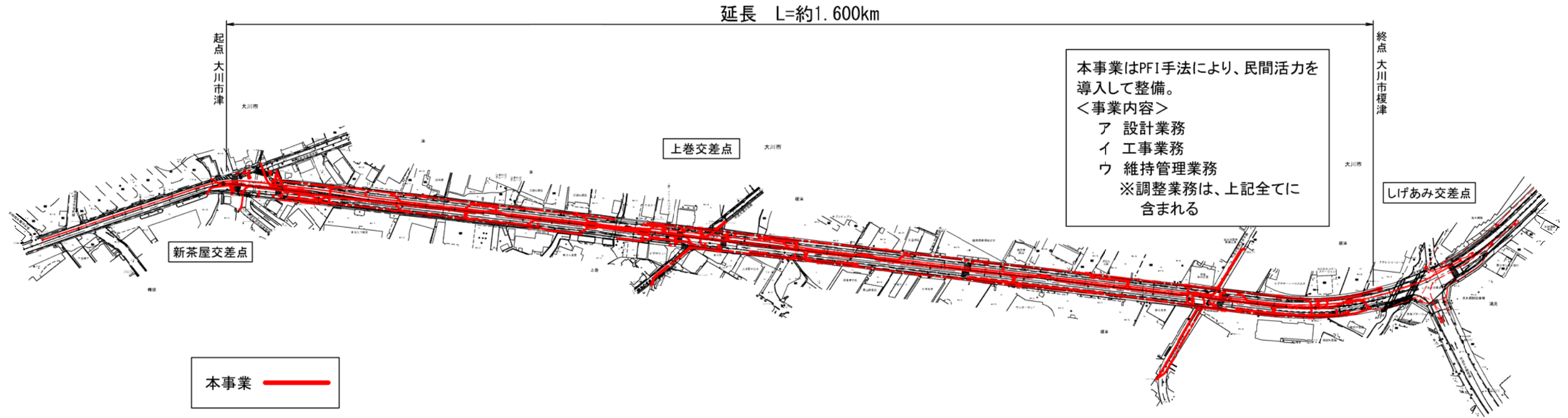
位置図

資料2 事業対象位置図

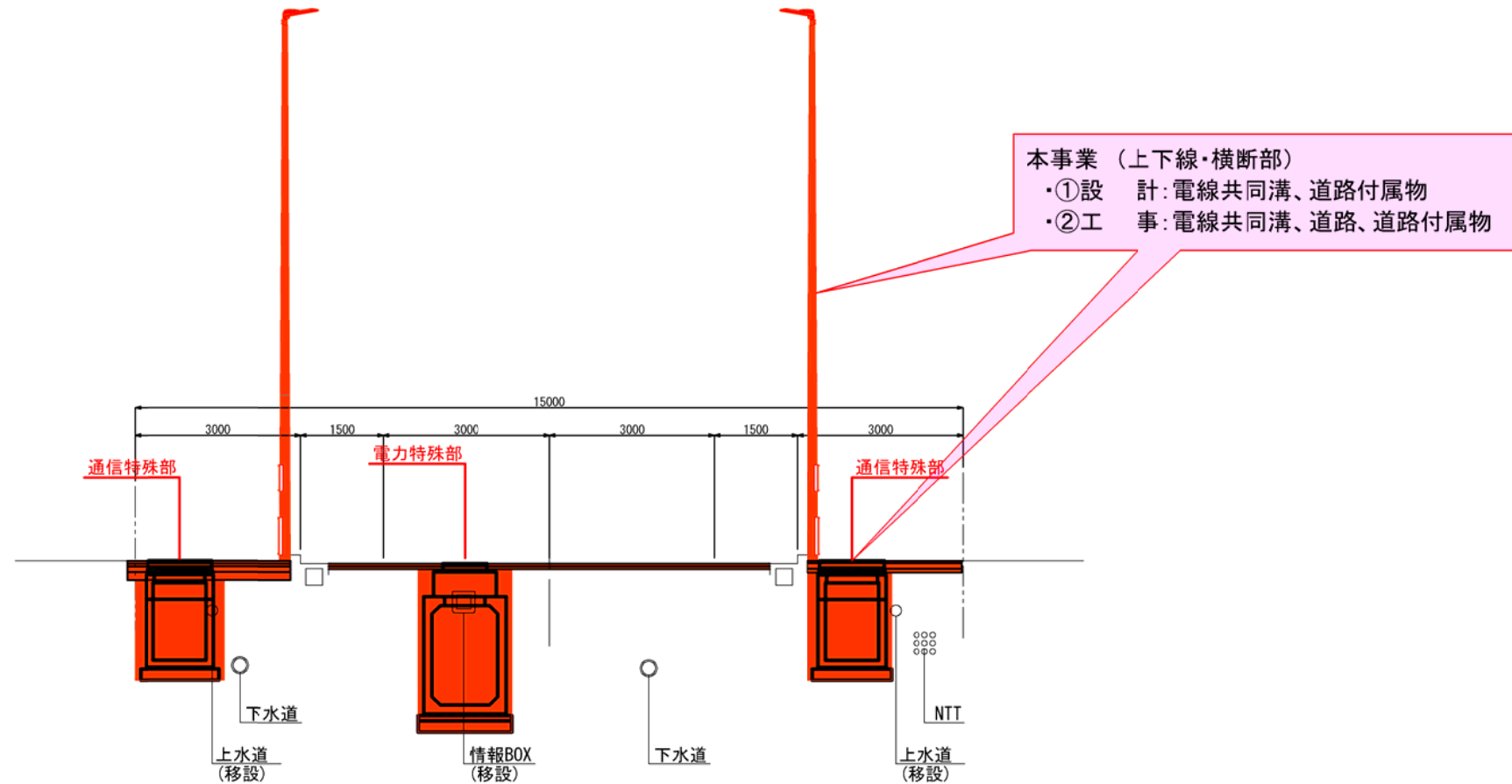


資料3-1 事業対象区域図（設計業務・工事業務）

■ 平面図

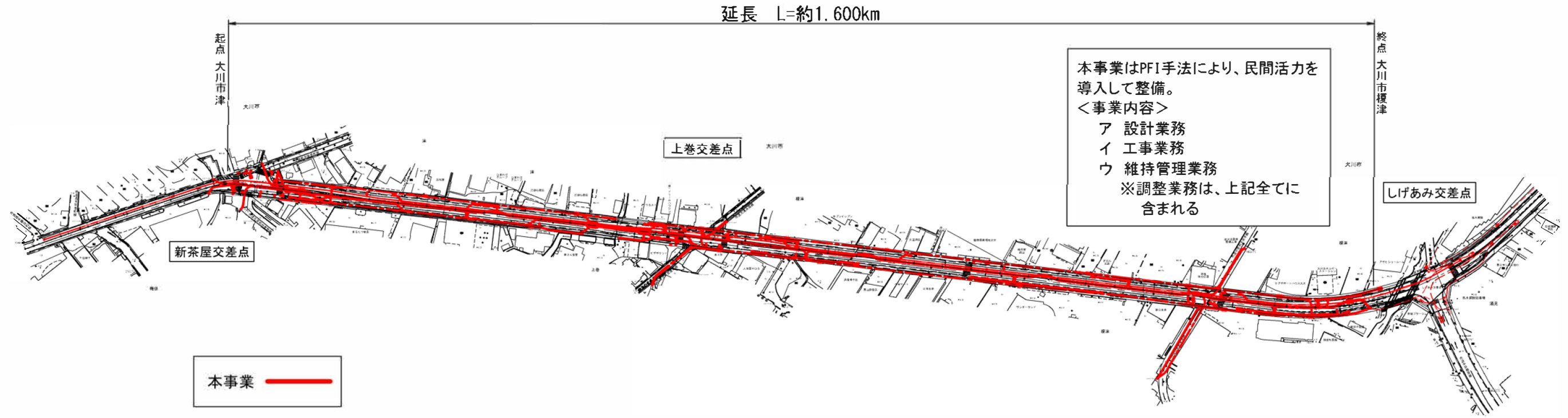


■ 標準断面図

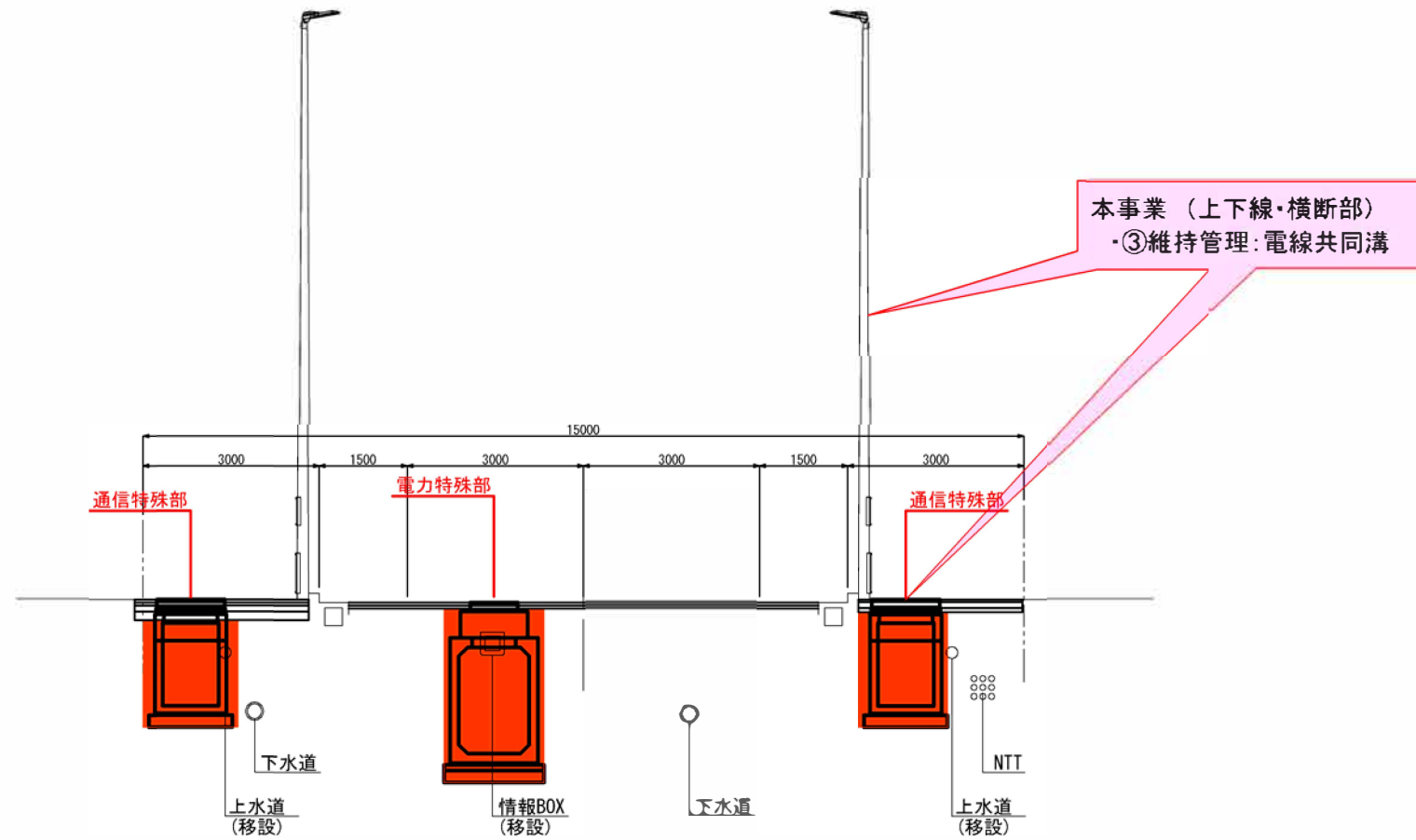


資料3-2事業対象区域図（維持管理業務）

■平面図



■標準断面図



舗装工

仮舗装工

歩道部

車道部

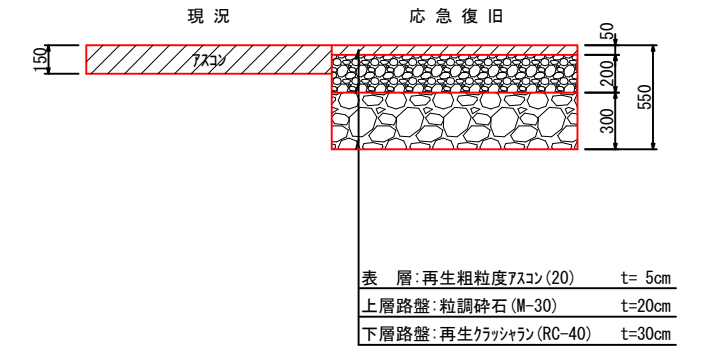
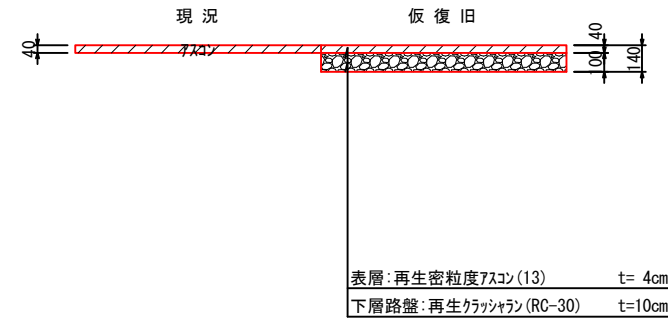
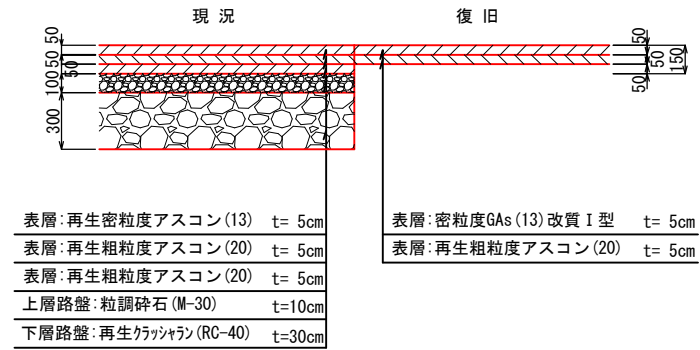
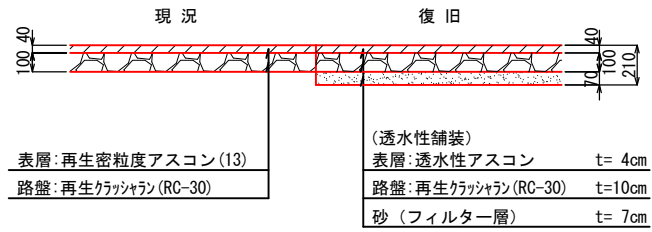
歩道部(仮復旧断面)

車道部(応急復旧断面)

一般部

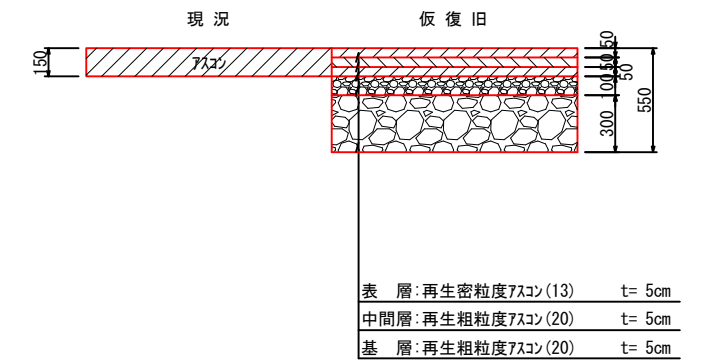
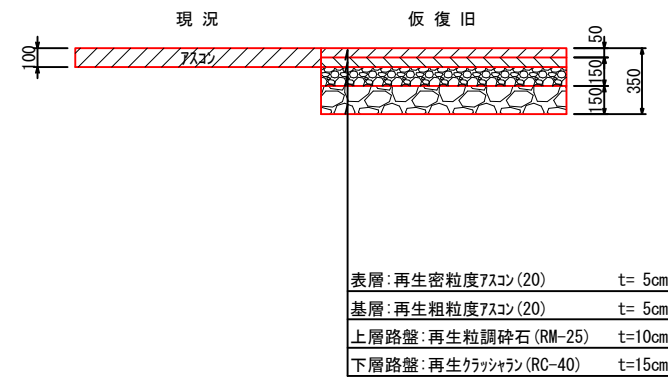
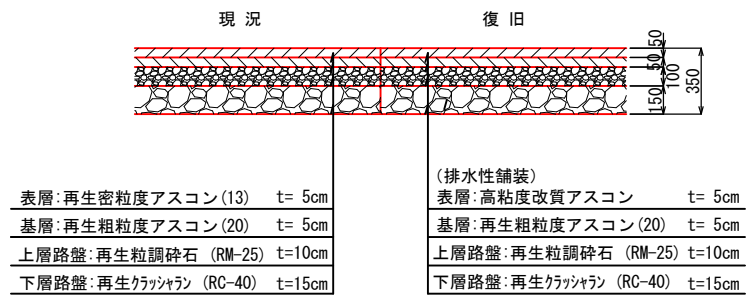
2層切削オーバーレイ舗装

一般部



乗入部II型部

乗入部II型部



九州地方整備局電線共同溝管理規程

(目的)

第1条 この規程は、国土交通省九州地方整備局長（以下「道路管理者」という。）が管理する電線共同溝に関し、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年3月23日法律第39号、以下「法」という。）第18条の規定に基づき、その構造の保全及び管理費用の負担に関する事項、電線共同溝に敷設する収容物件の管理に関する事項、その他電線共同溝の管理に関する必要な事項を定め、もって電線共同溝の安全かつ円滑な管理運営を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、それぞれ次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 「電線共同溝」とは、電線の設置及び管理を行う二以上の者の電線を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設をいう。
- 二 「道路設備」とは、道路管理者が道路の施設として電線共同溝に敷設する電線、通信線及び取付け金具等をいう。
- 三 「占用物件」とは、電線共同溝に敷設する道路設備以外のものをいう。
- 四 「附帯設備」とは、占用物件に附帯して、電線共同溝に設置する受金物等の施設をいう。
- 五 「占用者」とは、前号の占用物件の敷設に関して道路管理者から法第10条に基づく許可を受けた者をいう。
- 六 「収容物件」とは、道路設備及び占用物件をいう。
- 七 「占用工事」とは、占用物件に係る工事をいう。

(管理区分)

第3条 電線共同溝及び道路設備は道路管理者が、占用物件及び附帯設備は占用者が、それぞれ管理する。

(台帳の作成及び保管)

第4条 道路管理者は、円滑な管理運営を図るため電線共同溝管理台帳（以下「台帳」という。）を作成し、保管するものとする。

台帳に記入すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 電線共同溝の位置、規模及び構造
 - 二 収容物件の敷設状況
 - 三 収容物件の種類、敷設工事着手年月日及び完了年月日
 - 四 収容物件の管理者名、連絡先
 - 五 その他必要事項
- 2 占用者は台帳を閲覧することができる。
 - 3 道路管理者は、自己に起因して台帳の内容に変更が生じたときには、すみやかに台帳を変更するものとする。又、占用者に関係のあるものについては、すみやかに占用者にその旨を通知するものとする。

4 占有者は、自己に起因して台帳の内容に変更が生じたときには、すみやかにその内容を道路管理者に届け出なければならない。

5 前項により届出を受けた道路管理者は、届出を受けた内容を審査のうえ、自ら保有する台帳の変更を行なうものとする。又、他の占有者に関係のあるものについては、その旨をすみやかに通知するものとする。

(収容物件の明示)

第5条 道路管理者及び占有者は、収容物件に管理者名又はシンボルマーク、敷設年、電圧（電気事業法の規定に基づいて設ける電線に限る）等を明示する。

(工事の承認)

第6条 占有者は、電線共同溝入線後に撤去又は電線の入替等の占用工事を施行しようとするときには、電線共同溝占用工事施行承認申請書（様式－1）を道路管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する申請が承認された際には、電線共同溝入溝計画書（様式－2）を道路管理者に提出するものとする。

(工事の施行)

第7条 道路管理者は、道路法第24条に係る工事及び占有者以外が行う道路法第32条に係る工事等（以下「道路法第24条工事等」という。）の施行により、電線共同溝又は占有物件に影響を及ぼすおそれがあるときは、道路法第24条工事等を施行する者に必要な措置を講じさせなければならない。

2 道路管理者が電線共同溝内において工事を施行する場合、他の収容物件に影響を及ぼすおそれがあるときは、事前にその収容物件の管理者と協議し、必要に応じてその立会を求めるものとする。

3 占有者は、占用工事等の際に電線共同溝の構造及び他の収容物件に影響を及ぼさないために必要な措置を講じなければならない。

4 占有者は、占用工事等が他の収容物件に影響を及ぼすおそれがあるときは、その収容物件の管理者と協議し、必要に応じてその立会を求めるものとする。

5 占有者は、占用工事等に伴い附帯設備の設置等が必要となった場合は、道路管理者と協議するものとする。

6 占有者は、承認を得た工事等が完了したときには、道路管理者に電線共同溝占用工事完了届（様式－3）を提出しなければならない。

(電線共同溝への入溝)

第8条 占有物件の保守管理等を行うために占有者が電線共同溝に入溝する場合で工事を伴わない場合は、占有者は道路管理者に電線共同溝入溝承認申請書（様式－4）を提出し、その承認を受けなければならない。

2 緊急を要する場合にあっては、占有者は当該電線共同溝の存する区間を管轄する出張所の長（以下「出張所長」という。）に連絡し、その指示に従って入溝できるものとし、事後すみやかに電線共同溝緊急入溝報告書（様式－5）を提出し、作業内容の確認を受けなければならない。

(自らが直接工事、作業を行わない場合の責務)

第9条 道路管理者及び占有者は、電線共同溝内で行う工事等を請負等により施行させる場合は、当該工事等を道路管理者又は占有者に代わって行う者（以下「請負者等」

という。)に次の事項を遵守するよう徹底しなければならない。

- 一 本規程及び本規程に基づき定められた細則（以下「規程等」という。）のうち入溝手続き、事故防止に係る規程を熟知し遵守すること。
- 二 工事等を行うときは、規程等の写しを携行すること。占用に係る工事であるときは、当該工事等に係る占用の許可書等の写しも携行すること。
- 三 緊急時の連絡体制を確立すること。

- 2 道路管理者及び占用者は、請負者等の行う工事等について適切な監督を行い、電線共同溝及び収容物件の構造の保全と事故防止に努めなければならない。
- 3 電線共同溝内で行う工事等を請負等により施行させる場合の請負者等の義務は、規程等に定める道路管理者又は占用者の義務を準用するものとする。

（点検及び通報の義務）

第10条 道路管理者及び占用者は、必要に応じ巡視又は点検を行い、自己の管理する施設を常時良好な状態に保持するよう努めなければならない。

- 2 道路管理者及び占用者は、巡視や点検の際に電線共同溝や収容物件等に異常を発見した場合、又は工事等の際に電線共同溝や収容物件等を損傷した場合は、直ちに関係者に通報するとともに、収容物件の保持に必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前項の場合、当該物件占有者は措置完了後、直ちに道路管理者に事故報告書（様式－6）を提出しなければならない。

（費用の負担）

第11条 電線共同溝の管理に要する費用については、次の各項に定めるところにより負担するものとする。

電線共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理に要する費用は当該工事等に直接必要な工事費、附帯工事費、測量設計費、補償費の合計額に当該電線共同溝の建設に要した額の負担割合を乗じて得た額を道路管理者及び占用者がそれぞれ負担するものとする。

事後入溝の占有者の場合は、上記電線共同溝の建設に要した額は「占用負担金」として算出する。

ただし、道路管理者は、この規程によることができない場合又は著しく公平を欠くと認める場合には、占有者の意見を聴取し、別に占有者が負担する額を定めることができる。

- 2 前項により算出した占有者の負担額に円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 道路管理者及び占有者は、電線共同溝及び収容物件等に損害を与えた場合の復旧費は、第1項の規程にかかわらずその原因者の負担とする。
- 4 電線共同溝完成後の新たな占用許可を除き特定の占有者の必要により生じた電線共同溝及び収容物件の改築及び移設等に要する一切の費用は、第1項の規程にかかわらずその原因者の負担とする。また、第三者の要請により電線共同溝及び収容物件の改築及び移設を行う場合の費用は原則として第三者負担とする。ただし、真にやむを得ない場合は、電線共同溝及び道路設備に関するものは道路管理者の負担とし、占用物件及び附帯設備に関するものは占有者の負担を原則とする。

5 占有者は第1項により負担する額並びに「道路整備特別会計における附帯工事事務取扱要綱」に基づき算出する船舶及び機械器具費、営繕宿舍費及び事務費の合計額(以下「負担金」という。)を負担するものとする。

6 占有者は、道路管理者の発する費用負担命令に基づき歳入徴収官九州地方整備局総務部長が発行する納入告知書により、負担金を納入するものとする。

道路管理者は、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の工事完了後速やかに占有者が納入した負担金を精算するものとする。

7 道路管理者は、負担金の徴収に際しては事前に占有者と協議するものとする。

8 道路管理者が徴収する負担金は毎会計年度末に精算するものとする。

ただし、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の工事で完了の都度精算できるものについては、その都度精算する事ができる。

(損害又は紛争の処理)

第12条 収容物件の設置、管理の瑕疵又は工事等に起因して第三者(道路管理者及び占有者を含む。)に損害を与え、又は第三者と紛争が生じた場合においては、当該原因者の責任において解決しなければならない。ただし、地上機器の移設要請等があった場合の対応は、道路管理者と占有者は協力して問題解決にあたるものとする。

(関係法令の遵守)

第13条 道路管理者及び占有者は、前各条の規程により作業等を実施しようとする場合は、本規程によるほか関連法令等を遵守しなければならない。

(道路管理者への届出等)

第14条 この規程の定めによる道路管理者への承認、申請、届出、報告等は、所定の様式により出張所長を経由して行うものとする。

(保安細則)

第15条 道路管理者は、保安、防災上特に必要な事項について、電線共同溝に関する保安細則を定めることができる。

(規程に関する義務等)

第16条 この規程に定めのない事項もしくは疑義が生じた場合には、道路管理者と占有者が協議するものとする。

附 則

この規程は、平成21年5月25日から施行する。

様式－1

電線共同溝占用工事施行承認申請書

第 号
平成 年 月 日

九州地方整備局長 殿

占有者名 印
担当者
T E L

占有物件に係る下記の工事を施行したいので、九州地方整備局電線共同溝管理規程第6条に基づく承認を得たく申請します。

記

目 的			
路 線 名	一般国道 号	電線共同溝名	
場 所	自：	至：	(上り線・下り線)
工 事 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
工 事 名			
工 事 内 容			
規 模 数 量			
添付図面等			

○添付図面等：工事の概要を示す書類、図面を必要に応じ添付すること。

電線共同溝占用工事施行承認書

上記申請について、下記条件を付して、これを承認する。

記

1. 当該電線共同溝管理規程及び保安細則を遵守すること。
2. 事故等異常が発生したときには、速やかに別添の緊急連絡系統図により当出張所及び関係者に連絡すること。

国九整〇〇〇第 号
平成 年 月 日
九州地方整備局長

様式-2

電線共同溝入溝計画書

平成 年 月 日

九州地方整備局長 殿

会社名
住 所
氏 名 印
T E L

年 月 日付け国九整〇第 号で承認を得た電線共同溝内の占用工事に係る入溝について、九州地方整備局電線共同溝管理規程第6条第2項に基づき提出します。

記

1. 入溝箇所 路線名 一般国道 号(電線共同溝名)
場 所 自: 至: (上り線・下り線)

2. 入溝目的

3. 期 間 平成 年 月 日 時 分から
平成 年 月 日 時 分まで
監督責任者

4. 入溝者等 入溝責任者
会社名
住 所
氏 名
T E L
入溝総人数 名

5. 火気使用 (1) あ り 「防火責任者」
(2) な し

様式－3

電線共同溝占用工事完了届

第 号
平成 年 月 日

九州地方整備局長 殿

占有者名 印
担 当 者
T E L

平成 年 月 日付け国九整〇〇第 号で承認を得た工事は、下記のとおり完了したので届け出ます。

記

1. 目 的

2. 工 事 名

3. 場 所

4. 工事内容

5. 工事期間 平成 年 月 日 着手
平成 年 月 日 完了

6. その他

上記工事について検査した結果、当該工事が完了したことを確認しました。

平成 年 月 日

九州地方整備局長 殿

〇〇出張所長 印

[確認者氏名]

様式－４

電線共同溝入溝承認申請書

平成 年 月 日

九州地方整備局長 殿

会社名
住 所
氏 名 印
T E L

下記のとおり電線共同溝に入溝したいので九州地方整備局電線共同溝管理規程第8条に基づく承認を得たく申請します。

記

1. 入溝箇所 路線名 一般国道 号 (電線共同溝名)
場 所 自 : 至 : (上り線・下り線)
2. 入溝目的
3. 期 間 平成 年 月 日 時 分から
平成 年 月 日 時 分まで
4. 入溝者等 監督責任者
入溝責任者
会社名
住 所
氏 名
T E L
入溝総人数 名
5. 火気使用 (1) あ り 「防火責任者 」
(2) な し

電線共同溝入溝承認書

上記申請について、下記条件を付して、これを承認する。

記

1. 当該電線共同溝管理規程及び保安細則を遵守すること。
2. 事故等異常が発生したときには、速やかに別添の緊急連絡系統図により当出張所及び関係者に連絡すること。

平成 年 月 日
〇 〇 〇 出 張 所 長

様式-5

電線共同溝緊急入溝報告書

平成 年 月 日

〇〇出張所長 殿

会社名
住 所
氏 名 印
T E L

平成 年 月 日 時 分に緊急連絡を行い、電線共同溝に入溝したので
下記のとおり報告します。

記

1. 入溝箇所 路線名 一般国道 号 (電線共同溝名)
場 所 自 : 至 : (上り線・下り線)
2. 入溝目的等 (1) 目 的
(2) 異状の内容
(3) 措置の内容
3. 期 間 平成 年 月 日 時 分から
平成 年 月 日 時 分まで
4. 入溝者等 監督責任者
入溝責任者
会社名
住 所
氏 名
T E L
入溝総人数 名
5. 火気使用 あり 「防火責任者」
なし

確認書

平成 年 月 日

上記工事について、これを確認しました。
九州地方整備局長 殿

〇〇出張所長 印

[確認者氏名]

事故報告書

平成 第 年 月 日 号

九州地方整備局長 殿

会社名
住所名
氏名
TEL

下記のとおり報告します。

路線名・箇所	一般国道 号 (電線共同溝名) ・場所
事故発生日時	平成 年 月 日 時 分
事故処理終了日時	平成 年 月 日 時 分
他の占有者への影響	なし・あり (占有者名：) (TEL：) 他の占有者への連絡
事故の処理に携わった責任者	印 TEL
報告書の作成者	印 TEL
事故の状況	
処理の方法	
その他	
添付書類	

九州地方整備局電線共同溝保安細則

(目的)

第1条 この細則は、九州地方整備局電線共同溝管理規程（以下「規程」という。）第15条に基づき定めるもので、電線共同溝の保安、防災の徹底を図ることを目的とする。

(鍵の保管)

第2条 入溝に必要な鍵は、道路管理者が保管するものとする。

ただし、占有者は事故の発生時等緊急の場合に備え、あらかじめ電線共同溝に入溝するための鍵（以下「緊急用の鍵」という。）を道路管理者から貸与を受け保管することができるものとする。

2 占有者は緊急用の鍵の貸与を受けようとするときには、鍵の保管責任者を定め電線共同溝緊急用鍵貸与申請書(様式-①)を道路管理者に提出しなければならない。

(入溝時の措置)

第3条 入溝責任者は、入溝の際にはその都度、電線共同溝占用工事施行承認書又は電線共同溝入溝承認書の写しを携行し、電線共同溝鍵貸出簿（様式-②）に必要事項を記入し、当該電線共同溝の存する区間を管轄する出張所の長（以下「出張所長」という。）に鍵の貸与を申し出るものとする。

2 出張所長は、鍵の貸与の申し出を受けたときには入溝者及び作業内容を確認のうえ鍵を貸与するものとする。

3 貸与を受けた鍵は出張所長に返納するまで入溝責任者が自ら保管しなければならない。

4 入溝責任者は、作業が完了したときには遅滞なく電線共同溝鍵貸出簿（様式-②）に必要事項を記入のうえ鍵を返納しなければならない。

5 電線共同溝に入溝したときは、電線共同溝入溝日誌（様式-③）に必要な事項を記載し、その都度出張所長に提出し確認を受けなければならない。

(作業時の措置)

第4条 電線共同溝内において作業等を行う場合には、関係法令等を遵守するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 電線共同溝に入溝する場合は、入溝責任者を定めること。また、入溝責任者は常に電線共同溝占用工事施行承認書、電線共同溝入溝承認書又はその写し並びに緊急連絡系統図（図-1）を携行すること。

二 入溝者は、必ず保安帽、作業衣を着用するとともに、入溝責任者は、腕章（図-2）を着用すること。

三 入溝責任者は、作業に際し電線共同溝内のガスの有無を確認すること。

四 溝内での火気使用については、道路管理者が承認した場合以外は使用しないこと。なお、火気使用にあたっては、消火器を携帯するものとする。

五 電線共同溝の入溝作業区域内は、禁煙とすること。

六 電線共同溝の構造及び他の収容物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措

置を講ずること。

七 電線共同溝に係る作業は、保安施設設置基準等に基づく措置を講じたうえ行うこと。なお電線共同溝の蓋を開けておく場合は、当該箇所に柵、工事標識を設けるとともに、原則として保安要員を配置し、夜間は赤色灯をつけるなど道路交通の危険防止に必要な措置を講ずること。

八 電線共同溝に係る作業は、道路の交通に著しい支障を及ぼさないように行うこと。

九 作業に伴う事故発生を未然に防止するよう万全の措置を講ずること。

十 作業完了後は、工事材料等をすみやかに搬出し、作業区域内の掃除を行うこと。

(緊急時における通報)

第5条 道路管理者は電線共同溝ごとに緊急連絡系統図（図－1）を作成するものとし、占有者に周知するものとする。

電線共同溝において事故の発生又はそのおそれのある場合には、発見者は直ちに緊急連絡系統図（図－1）に基づき通報しなければならない。

(溝内の清掃)

第6条 道路管理者は、溝内を常に清潔な状態に保持するため必要に応じ清掃を行うものとする。

(占用工事等の調整)

第7条 占有者は、工事等により電線共同溝に係る工事又は入溝を行おうとする場合は、緊急の場合を除き事前に道路管理者と作業の時期等について調整するものとする。

(細則に関する疑義等)

第8条 この細則に定めのない事項もしくは疑義が生じた場合には、道路管理者と占有者が協議するものとする。

附 則

この細則は、平成21年5月25日から施行する。

様式一①

電線共同溝緊急用鍵貸与申請書

九州地方整備局長 殿

第 平成 年 月 日 号

占用者名 印
担 当 者
T E L

九州地方整備局電線共同溝保安細則第2条第1項ただし書きに基づき、電線共同溝の緊急用の鍵の貸与を申請します。

記

- 1. 電線共同溝名 _____
- 2. 鍵の保管責任者名 _____ 連絡先 _____
T E L

記

電線共同溝緊急用鍵貸与承認書

平成 年 月 日

上記申請について、下記の緊急用の鍵を貸与します。

記

- 1. 鍵の種類
- 2. 鍵の番号

国九整〇第 号
平成 年 月 日
九州地方整備局長

上記緊急用の鍵を受領しました。 保管責任者 印

電線共同溝鍵貸出簿

出張所

貸出機関	入溝責任者	承認番号	鍵の番号	電線共同溝名	入溝口番号	貸出日時	被貸与者	貸与責任者	返納日時	返納者	返納確認者
佛〇〇 福岡支店	〇〇 〇〇	国九整〇〇 第 号	〇〇〇	〇〇〇地区 電線共同溝	〇〇〇〇	H21.〇.〇 10:00	〇〇 〇〇	管理係長 〇〇 〇〇	H21.〇.〇 17:00	〇〇 〇〇	管理係長 〇〇 〇〇

電 線 共 同 溝 入 溝 日 誌

(平成) 年 月 日 入溝分)

No.

監督責任者
入溝責任者

印

1. 入 溝 状 況

路線名	一般国道	号	場 所	時 分	時 分	距 離 標	K P (上り・下り・横断)
ハンド ホル 番号			入溝時間			入溝内容	1. 作業 2. 工事 3. 巡回 4. その他
入溝責任者	立 会 者						
火気責任者	道路管理者						
	通信関係者						
	電力責任者						
	関係者						
	関係者						
入 溝 人 員 名							

2. 特 記 事 項

3. チェックリスト

区分No.	項 目	確 認
1	○ 工事の施工承認を受けたか	
2	○ 入溝の承認を受けたか	
3	○ 火気使用の承認を受けたか	
4	○ 管理規程及び保安細則を再確認したか	
5	○ 必要な立会者に立会要請したか	
1	○ 使用する鍵の番号はNo.	
2	○ 保安帽、作業服等の安全装備したか	
3	○ 非常用の灯具を準備したか	
4	○ 開口部の保安施設、要員は確保したか	
5	○ 他の占用物件等に損害を与えなかったか	
6	○ 禁煙を守ったか	
7	○ 器材が機内に放置していないか	
8	○ 継続工事の器材が整理されているか	
9	○ 作業終了時に作業区域の清掃をしたか	
10	○ 作業終了時に植書の施錠はしたか	
11	○ 入溝日誌に記入漏れがないか	
1	○ 酸欠測定器を準備したか	
2	○ 非常用消火器を準備したか	
3	○ 空気呼吸器を準備したか	
4	○ 防火シートを準備したか	
確認者		

4. 道路管理者特記事項

5. 道路管理者確認

所 長		係 長	

緊急連絡系統図

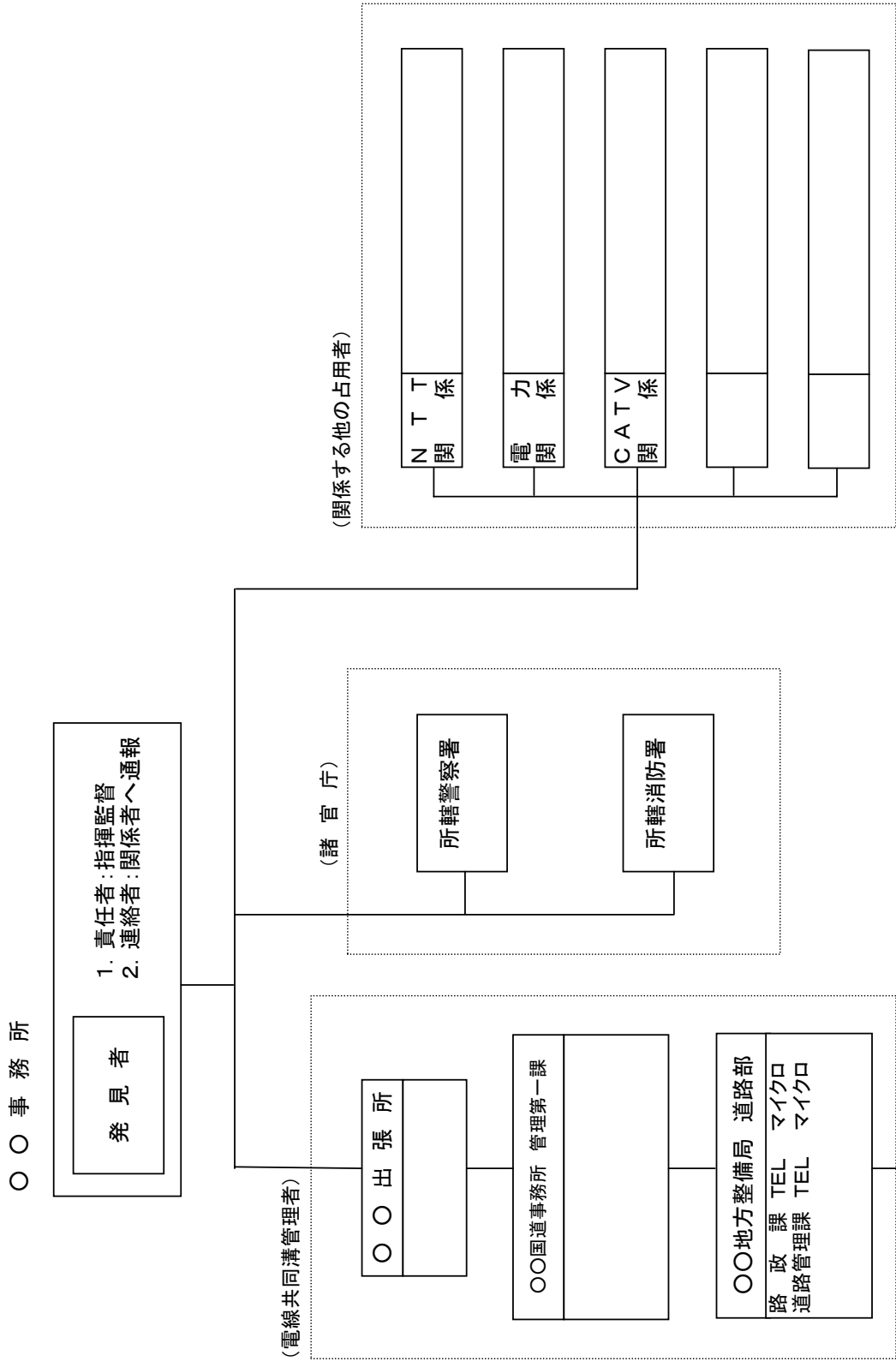
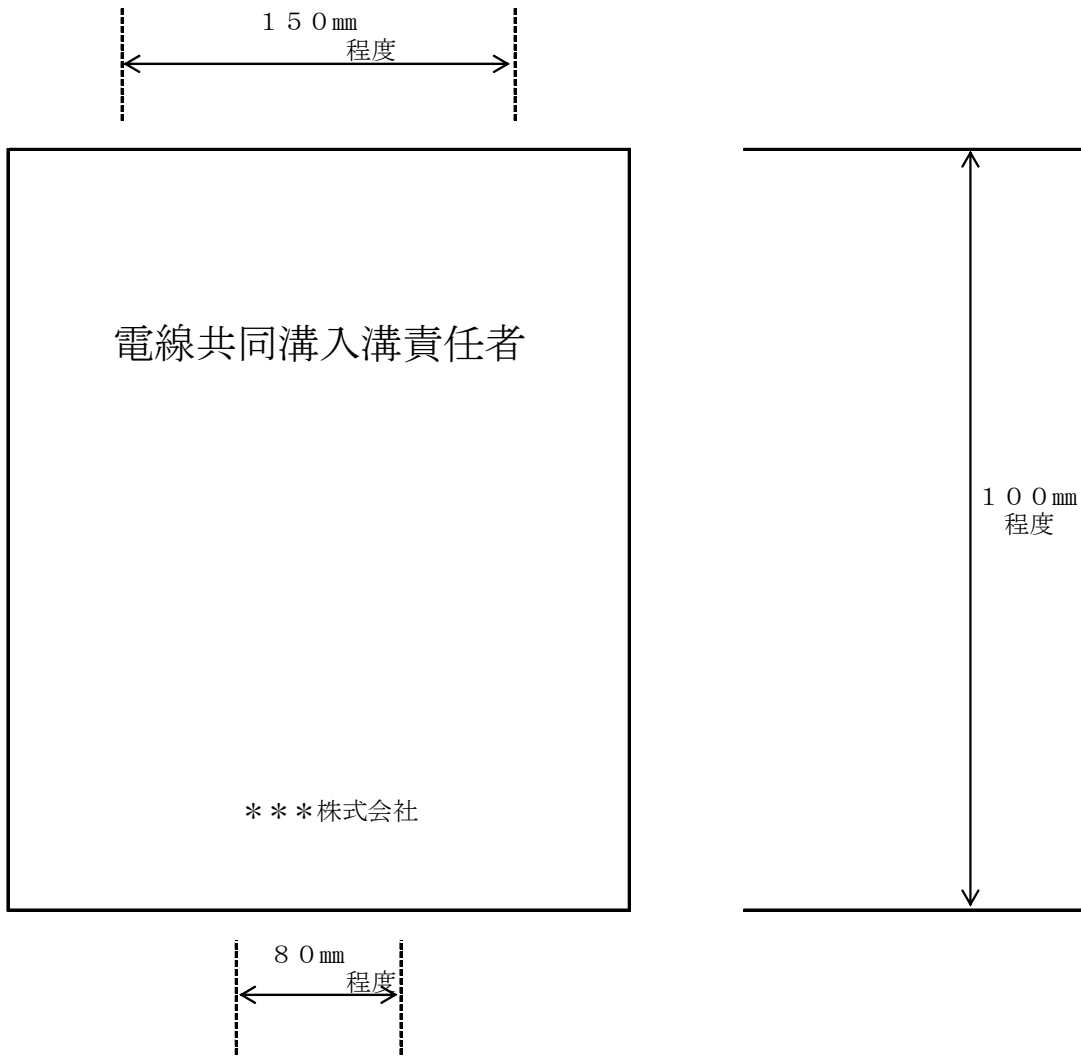


図-2

腕章



地色 黄
文字 黒

占有者において別に定めがある場合は、上記の腕章としないことができる。

九州地方整備局電線共同溝管理台帳作成要領

本作成要領（案）は、九州地方整備局電線共同溝管理規程第 4 条に基づき道路管理者が作成する電線共同溝管理台帳について、以下のとおり定めるものである。

1. 台帳の作成

電線共同溝管理台帳は、当該電線共同溝の完成と同時に作成するものとし、事務所及び管理担当出張所で各々保管するものとする。

また、記載事項等に変更が生じた場合は、速やかに道路管理者にて修正するものとする。

2. 電線共同溝管理台帳

電線共同溝管理台帳は、以下の様式から構成するものとする。

- ① 総括表
- ② 位置図
- ③ 平面図
- ④ 縦断図
- ⑤ 横断図
- ⑥ 特殊区間構造図
- ⑦ 特殊部構造図
- ⑧ 特殊部管理台帳

① 総括表（様式 1）

- ・九州地方整備局電線共同溝保安細則第 4 条に記載する緊急連絡系統図（図－1）を記載すること。

② 位置図（様式 2）

- ・事業箇所全体が分かる図面とすること。
- ・縮尺は任意とする。

③ 平面図（様式 3）

- ・工事完成図を基本として整理する。
- ・縮尺は 1:200～1:500 程度とする。
- ・必要に応じて現地調査等により補完すること。
- ・本体管路以外（連系引込管路、道路照明、信号の管路）も適切に記載すること。
- ・旧地形線は削除しておくことが望ましい。

④ 縦断図（様式 4）

- ・工事完成図を基本として整理する。
- ・必要に応じて現地調査等により補完すること。

⑤ 横断図（様式 5）

- ・工事完成図を基本として整理する。

- ⑥ 特殊区間構造図（様式6）
 - ・横断図の他に、浅層埋設区間、推進区間、橋梁・トンネル区間等の特殊区間の詳細構造があれば追加する。
 - ・工事完成図を基本として整理する。

 - ⑦ 特殊部構造図（様式7）
 - ・工事完成図を基本として整理する。

 - ⑧ 特殊部管理台帳（様式8-1、8-2）
 - ・特殊部展開図を記載すること。
 - ・必要に応じて現地調査等により補完すること。
3. その他
- ・本作成要領（案）は、台帳を整備する際に最低限必要であると考えられる項目をまとめたものであり、必要に応じて事務所において内容の追加、様式の変更ができるものとする。
 - ・また、台帳管理システムを構築する場合は、本作成要領の内容を網羅したものとする。

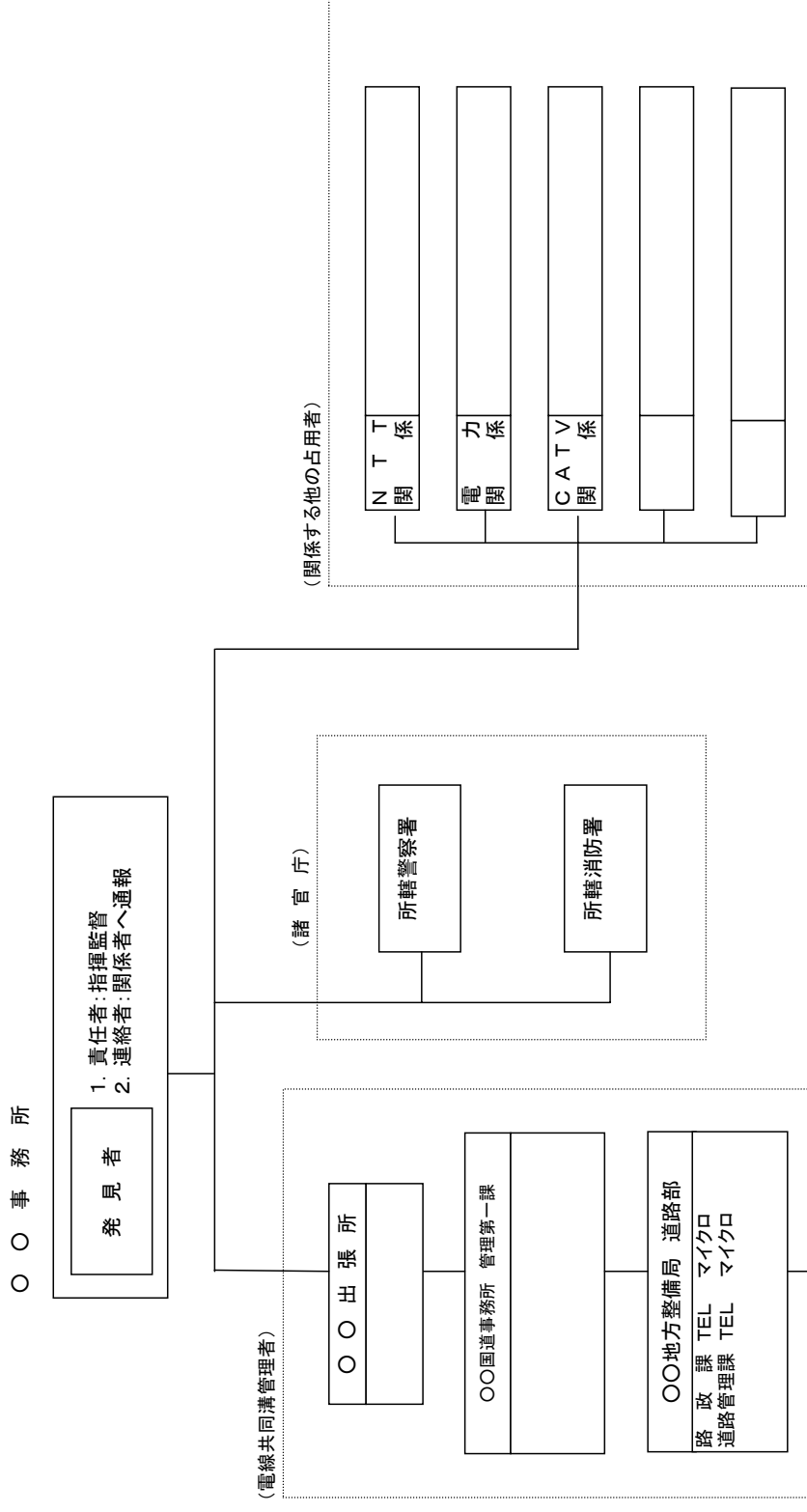
作成例

電線共同溝管理台帳総括表(様式-1)

△△国道事務所	整理番号
△△維持出張所	作成年月日
	H00/00/00

名称	〇〇地区電線共同溝	
路線名	一般国道	3号
場所	指定告示年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
	整備計画策定日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
場	自	〇〇市××区△△1丁目 100 K 200
	至	〇〇市××区△△2丁目 101 K 700
整備延長	総延長	1,000 m
	上り	500 m
工事着手年月	平成17年度	5月
	平成19年度	5月
本体完成年月	平成17年度	〇〇技術コンサルタント(株)
	平成19年度	〇〇設計(株)
道路事業完了年月	平成20年度	3月
	平成21年度	3月
無電柱化完了年月	平成17年度	〇〇建設(株)(H17・18)、〇〇工業(株)
	平成18年度	本体工事 △△道路(株)
工事年度・工事業者名	平成19年度	景観整備工事 △△道路(株)

緊急連絡系統図



※九州地方整備局電線共同溝保安細則第4条に記載する緊急連絡系統図(図-1)を記載すること。

管路標準横断面図

企業者	所属・職名	連絡先		企業者	所属・職名	連絡先	
		昼間	夜間			昼間	夜間
NTT				〇〇市水道			
〇〇電力(株)				〇〇市下水道			
〇〇県警察交通規制課				〇〇ガス			
△△通信ネットワーク(株)							
〇〇メディア(株)							
〇〇ケーアビリティ(株)							
株〇〇テレコム							

補修年月	補修内容		補修履歴	参考事項
	内容	要		



作成例

位置図

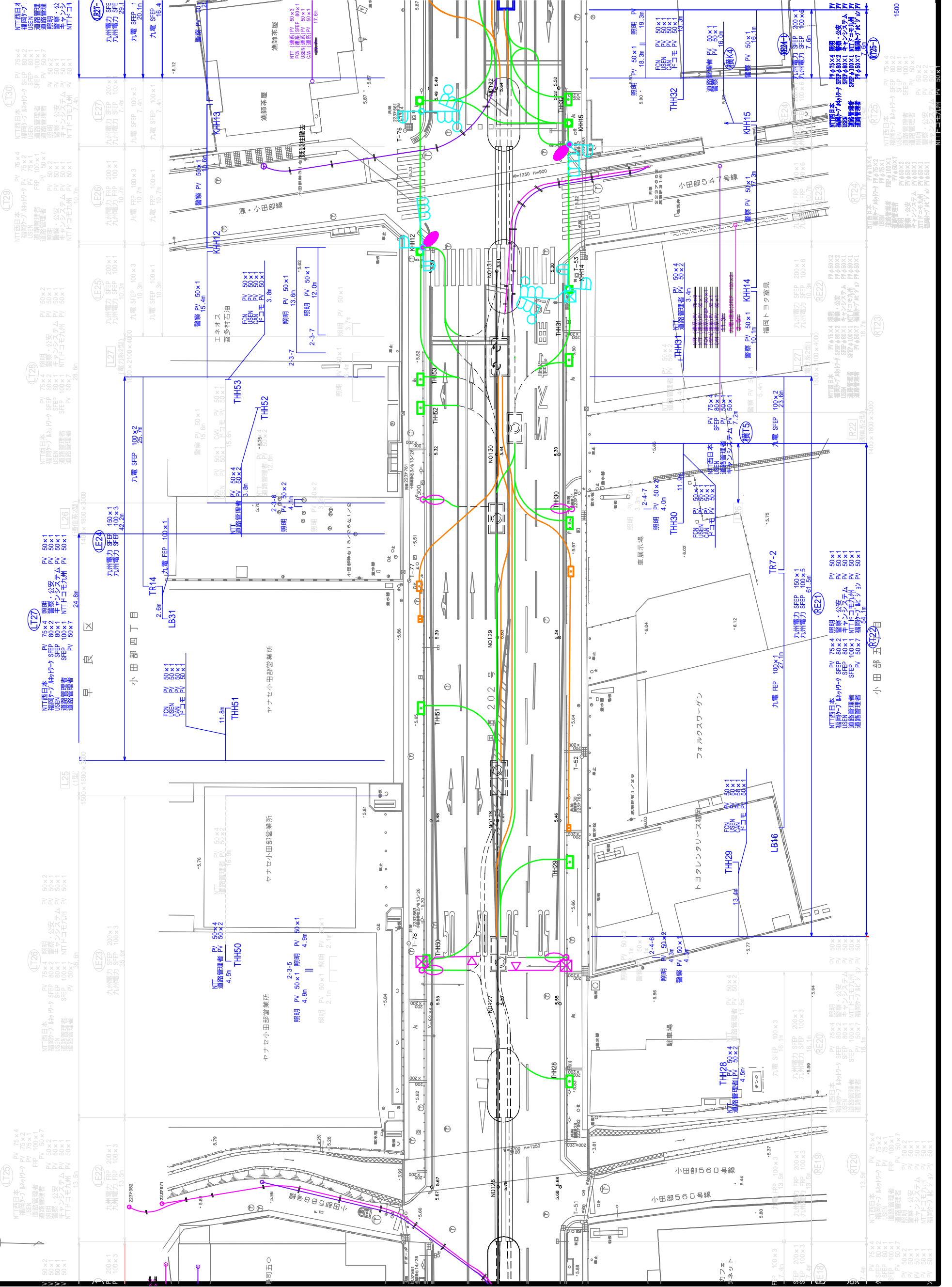
S=1:25000

福岡202号小田部地区電線共同溝7区工事

作成例

S=1:200

平面図



地下埋設物凡例

記号	名称
—	下水
—	水道
—	ガス
—	NTT
—	九電

企業名称凡例

記号	名称
E	九州電力
Q	九州通信ネットワーク
R	道路管理者
K	警察・公安
S	照明
N	NTT
T1	福岡ケーブルネットワーク
T2	福岡ケーブルビジョン
Y	USEN
C	キャンジステム
I	NTTドコモ九州

C.C. BOX凡例

記号	名称
—	電力系管路 (配電・Q1)
—	通信系管路 (NTTなど)
□	LB
□	TR
□	SVIT
□	1500 x 1800 x 3500 (円型)
□	950 x 1200 x 3000 (電力用)
□	1200 x 1800 x 3000 (電力用)
□	1500 x 1800 x 3500 (電力用)
□	1800 x 2100 x 4000 (電力用)
□	950 x 1200 x 3000 (通信用)
□	1400 x 1800 x 3000 (歩道通信用)
□	1400 x 1800 x 3000 (車道通信用)
□	600 x 900 x 1200 (通信引込み用HH)
□	600 x 900 x 600 (警察用HH)

小田部五丁目

小田部四丁目

早良区

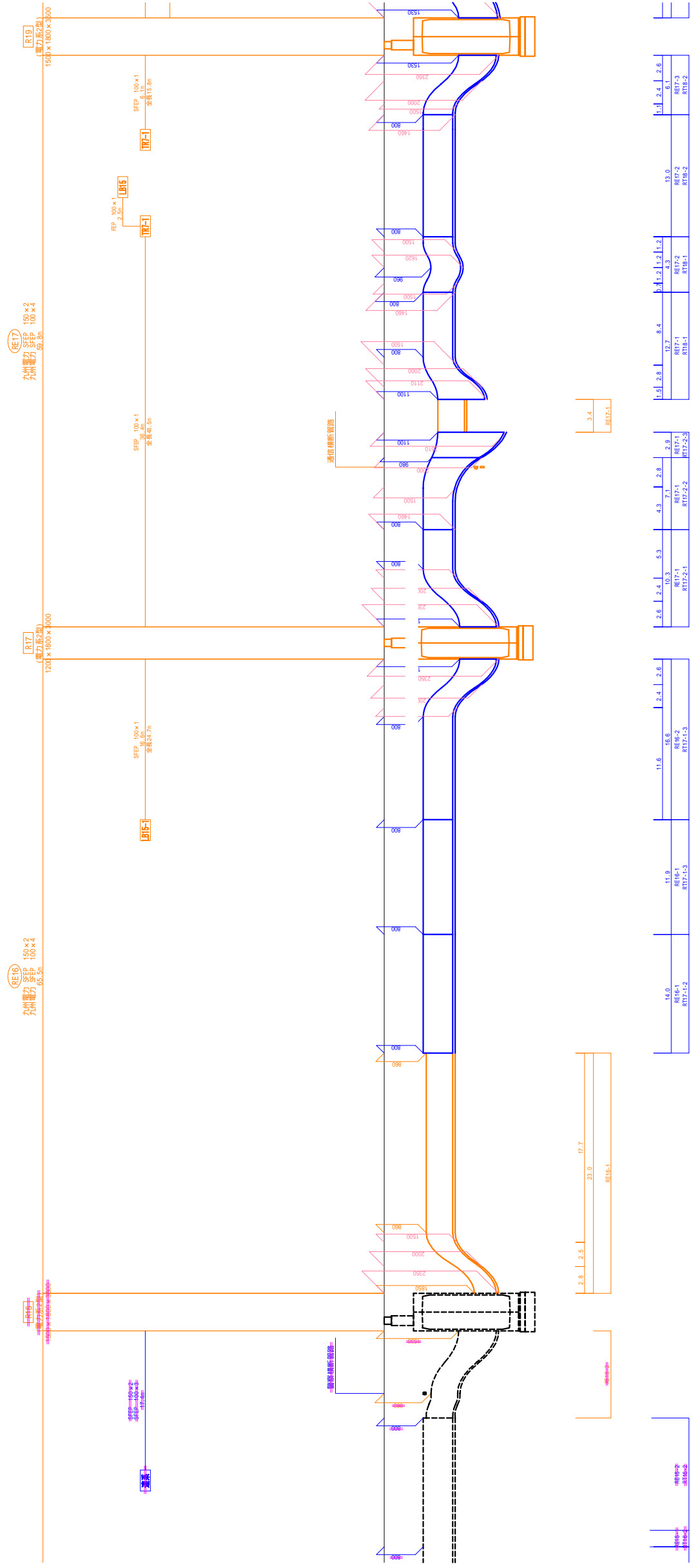
70

縦断面図

上り線電力5

V=1:50
S= H=1:250

作成例

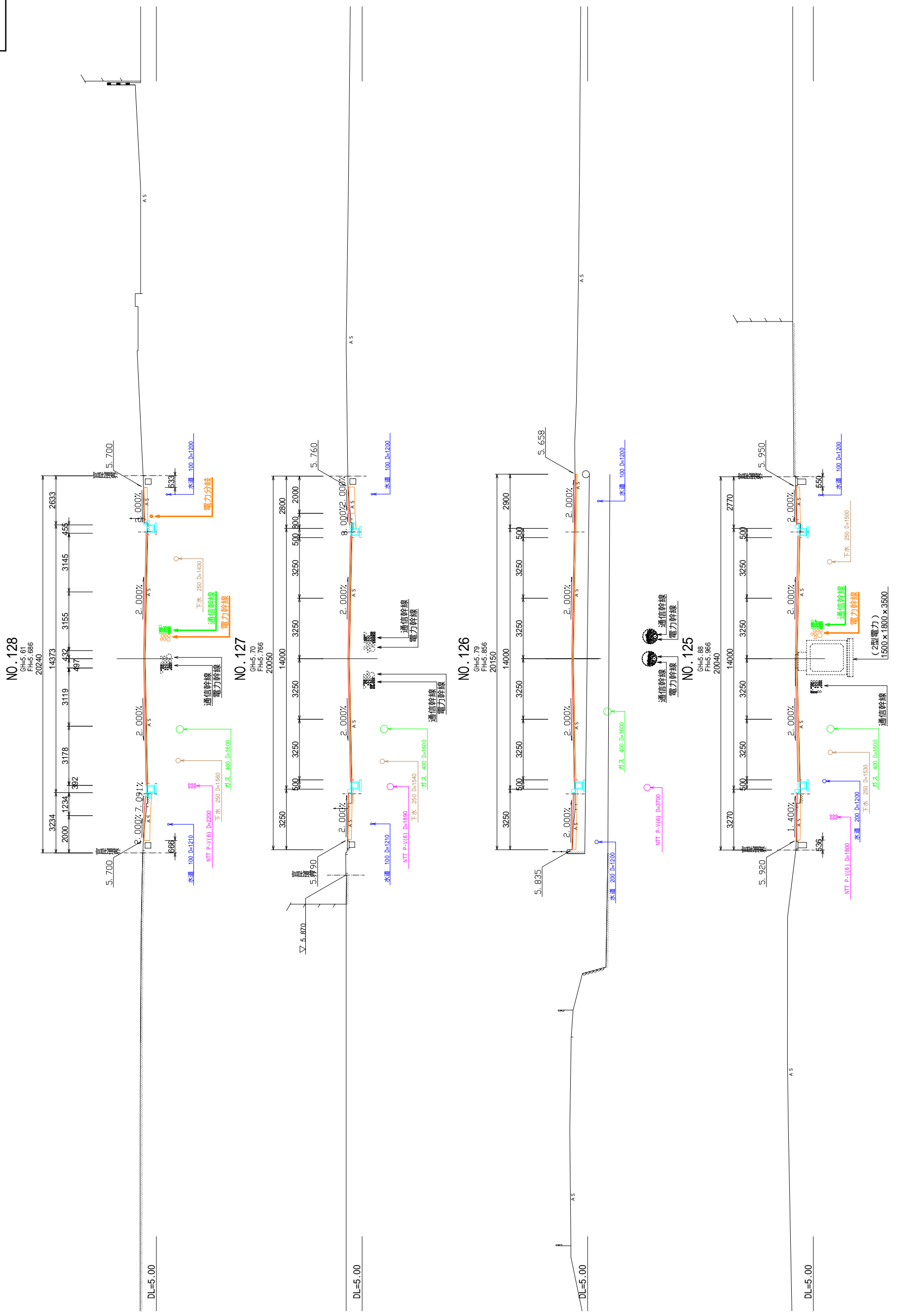


測点	単距離	追加距離	道路計画高	土被り
NO.116	20.00	2320.00	7.664	-0.80
NO.117	20.00	2340.00	7.526	1.56
NO.118	20.00	2360.00	7.188	0.86
NO.119	20.00	2380.00	6.853	0.80
NO.120	20.00	2400.00	6.597	1.25
NO.121	20.00	2420.00	6.446	0.95
NO.122	20.00	2440.00	6.326	0.80
NO.123	20.00	2460.00	6.206	0.87

横断面

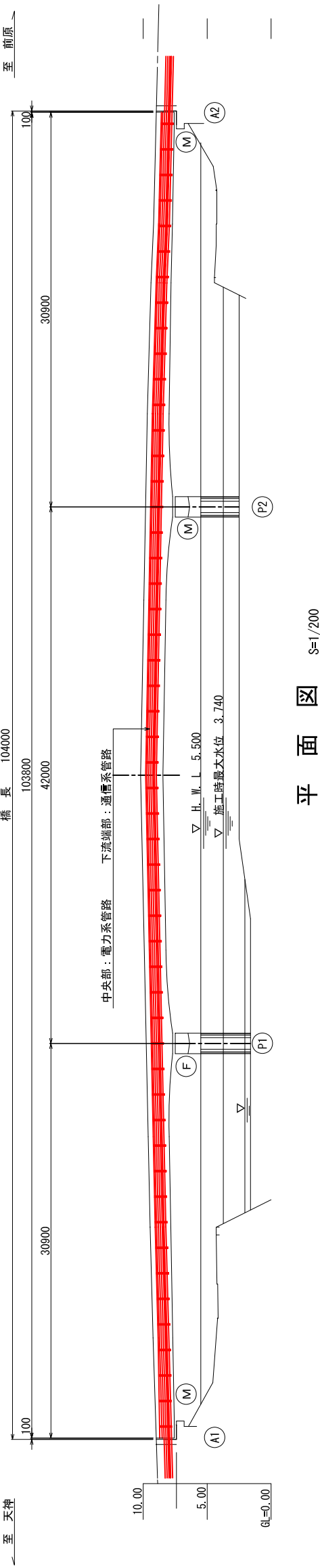
S=1:100

作成例

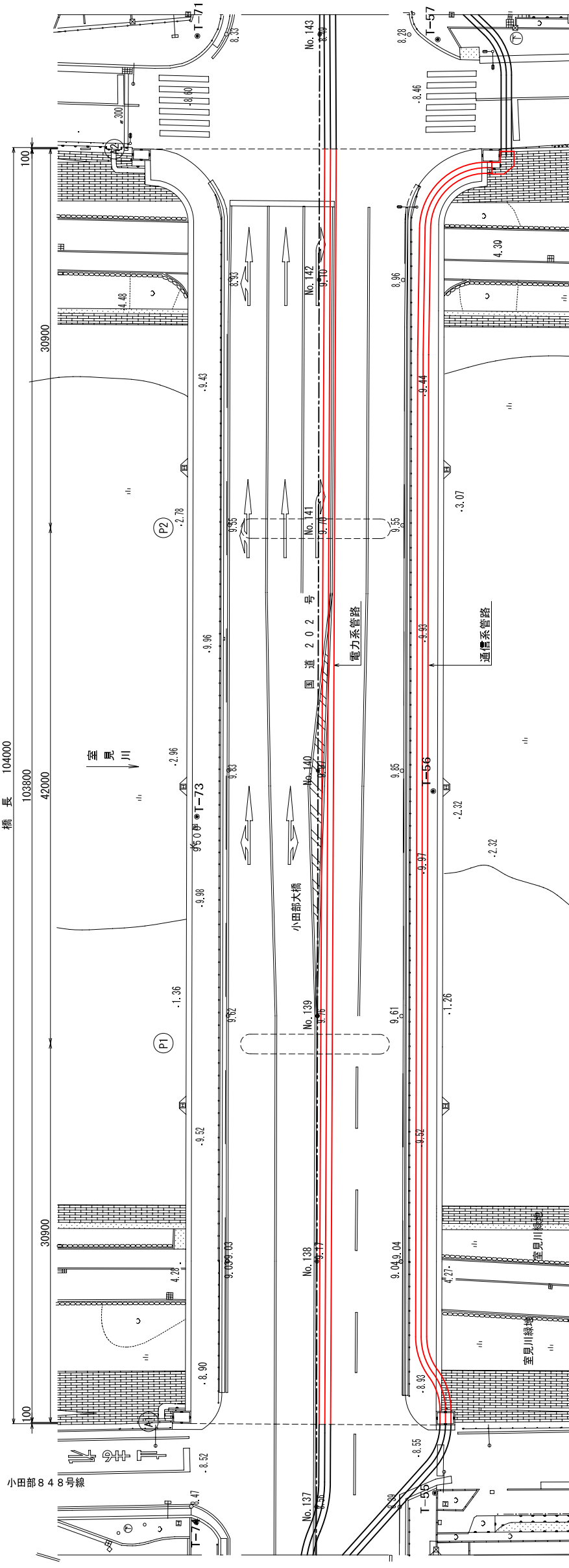


特殊区間構造図 (橋梁添架一般図)

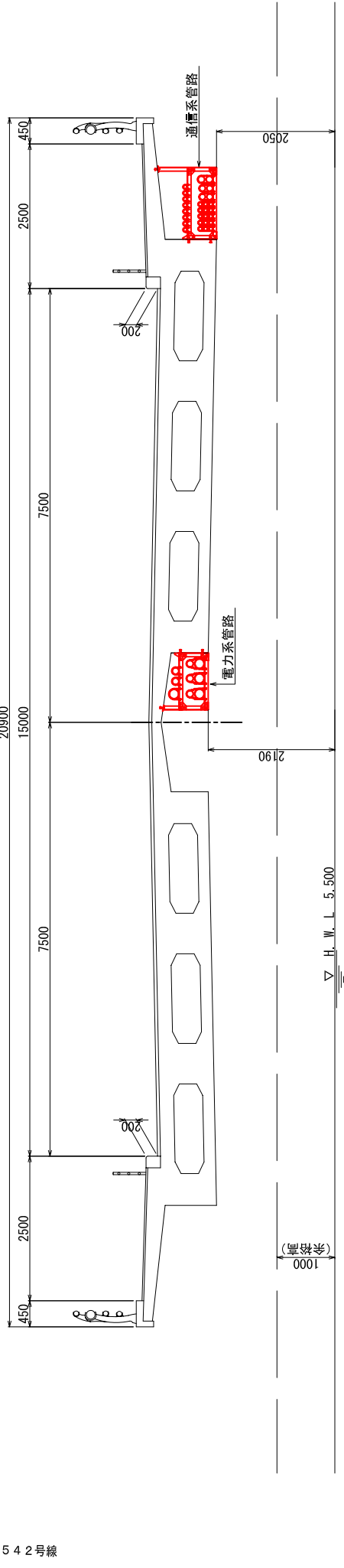
側面図 S=1/200



平面図 S=1/200



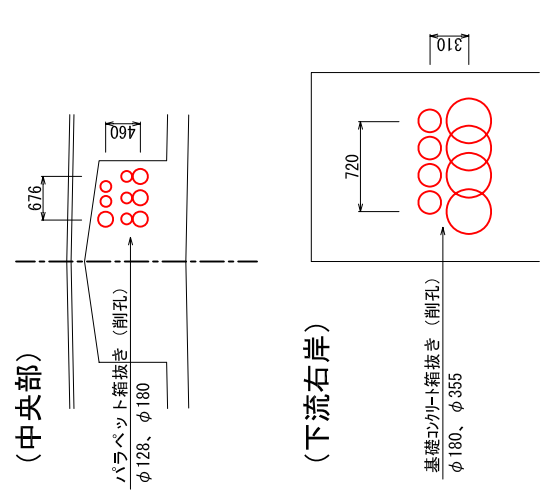
標準断面図 S=1/50



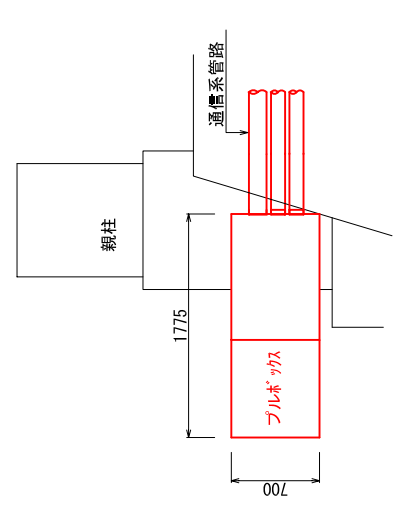
作成例

設計条件	
橋梁名	小田部大橋
橋の等級	1等橋
橋長	104,000m
有効幅員	2,500m+7,500m+7,500m+2,500m
全幅員	20,900m
斜角	90° 00'
設計荷重	TL-20
形式	3径間連続PC箱桁橋
コンクリート	$\sigma_{ck} = 350\text{kg/cm}^2$
鉄筋	SD30
形式	逆T式橋台、張出し式橋脚
コンクリート	$\sigma_{ck} = 210\text{kg/cm}^2$
形式	SD30
基礎	杭基礎
添架位置	張出し床版部(中央部、下流側部)
適用示方書	道路局長通達(昭和42年9月9日)
竣工年月日	昭和49年3月(1974年)

箱抜き部詳細図 S=1/30



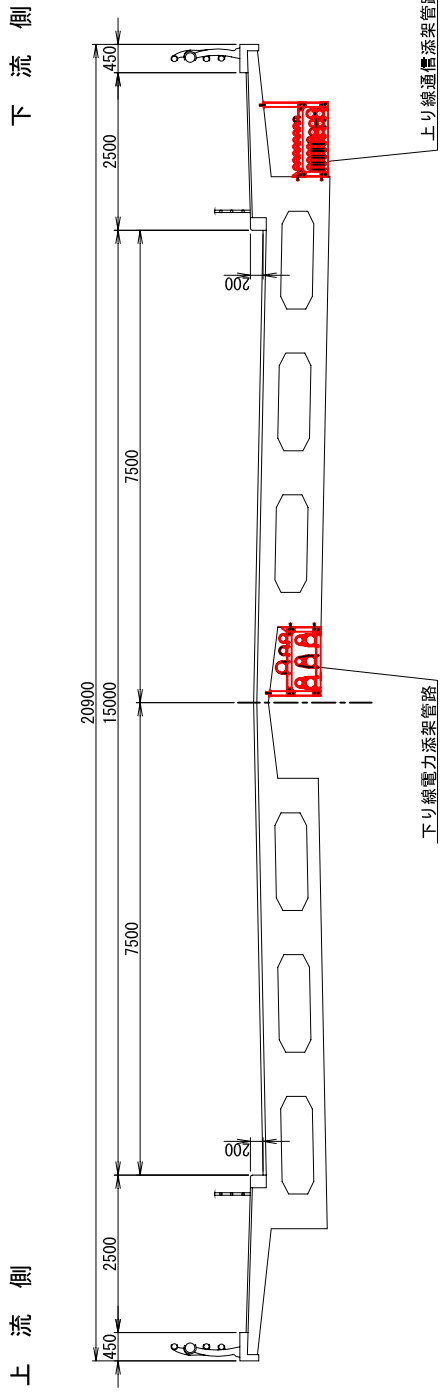
プルボックス部側面図 S=1/30



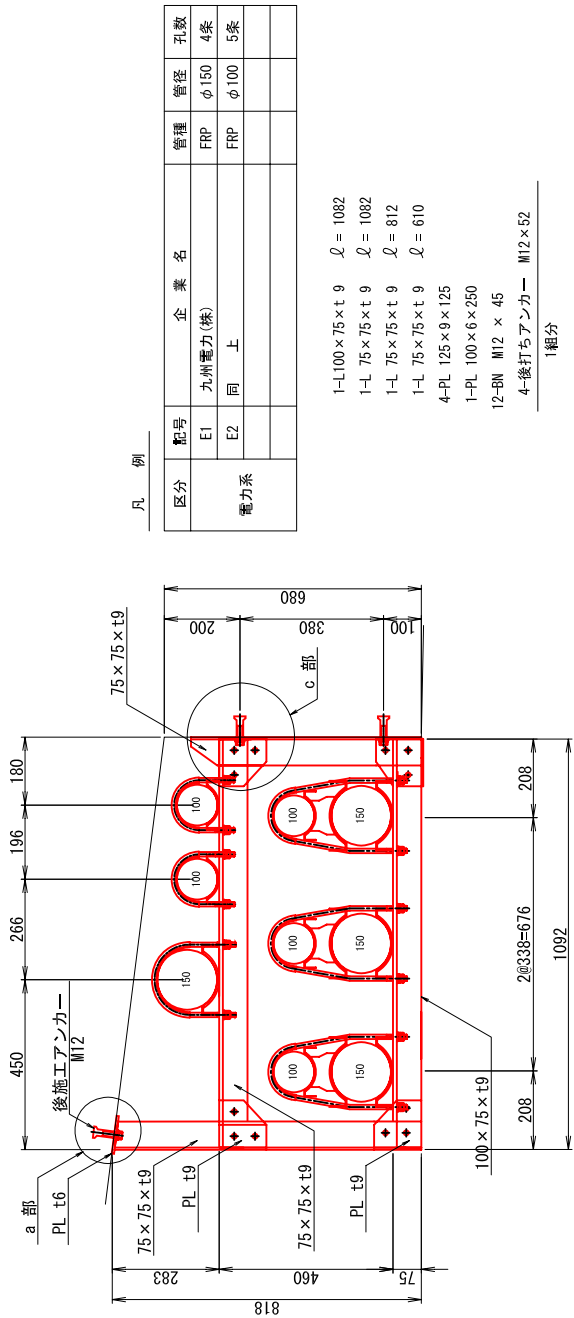
特殊区間構造図 (橋梁添架構造図)

作成例

添架位置図 S = 1 : 60



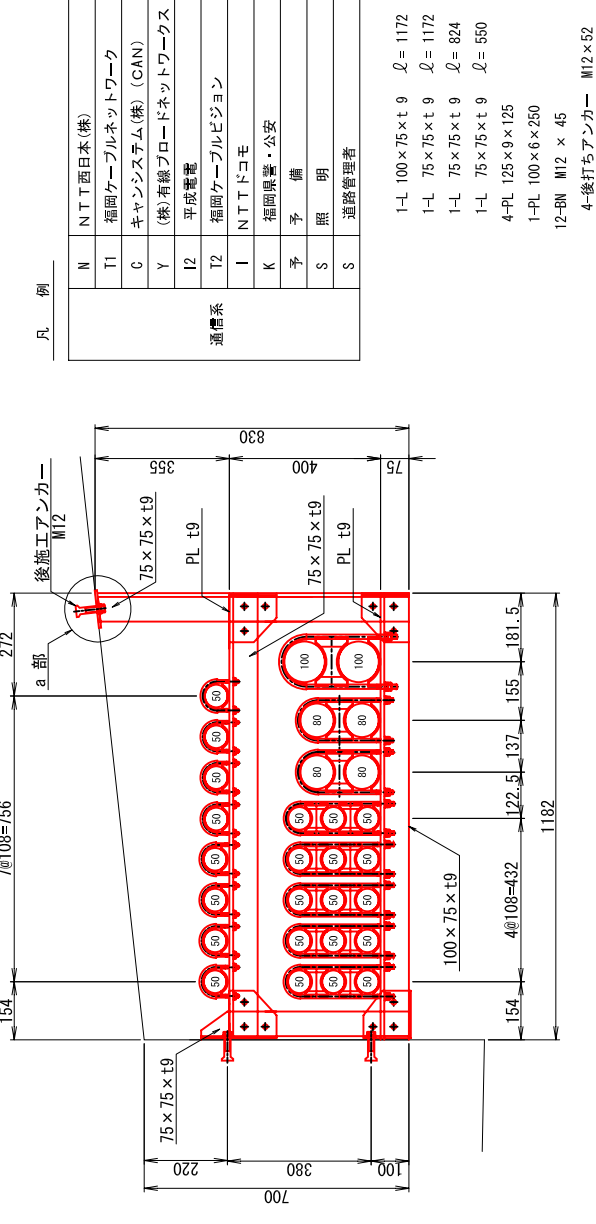
下り線電力管路添架 S = 1 : 10



区分	配号	企業名	管径	孔数
電力系	E1	九州電力(株)	FRP φ150	4条
	E2	同上	FRP φ100	5条
	1-L 100×75×t9 ℓ = 1082			
	1-L 75×75×t9 ℓ = 1082			
	1-L 75×75×t9 ℓ = 812			
1-L 75×75×t9 ℓ = 610				
4-PL 125×9×125				
1-PL 100×6×250				
12-BN M12 × 45				
4-後打ちアンカー M12×52				

1組分

上り線通信管路添架 S = 1 : 10

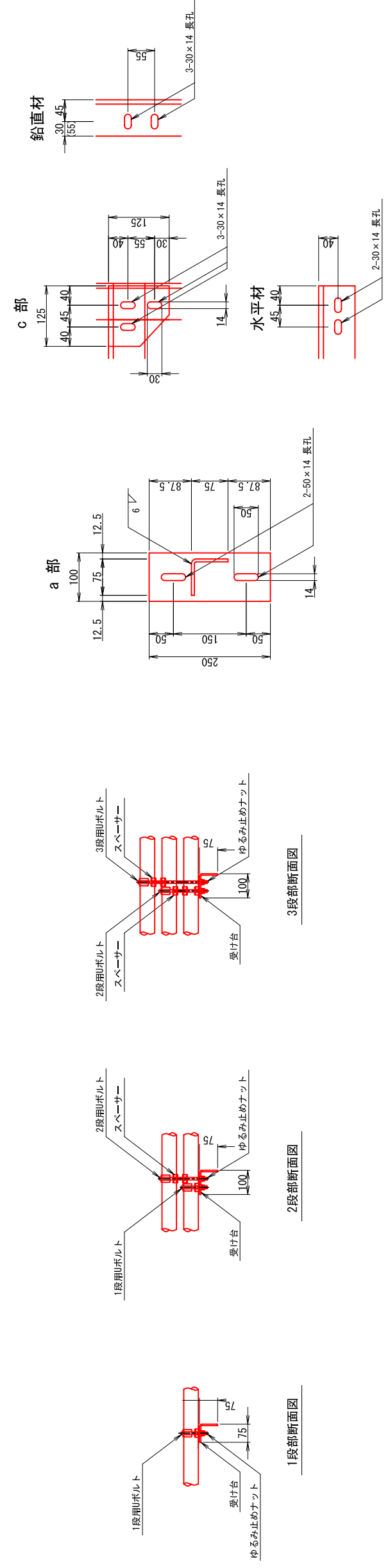


凡例	配号	企業名	管径	孔数
通信系	N	NTT西日本(株)	FRP φ80	4条
	T1	福岡ケーブルネットワーク	FRP φ80	4条
	C	キャンシスナム(株)(CAN)	FRP φ50	1条
	Y	(株)有線プロードネットワークス	FRP φ50	1条
	I2	平成電電	FRP φ50	1条
	T2	福岡ケーブルビジョン	FRP φ50	2条
	I	NTTドコモ	FRP φ50	2条
	K	福岡県警・公安	FRP φ50	2条
	予	予備	FRP φ100	2条
	S	照明	FRP φ50	2条
S	道路管理者	FRP φ50	14条	

1組分

1-L 100×75×t9 ℓ = 1172
 1-L 75×75×t9 ℓ = 1172
 1-L 75×75×t9 ℓ = 824
 1-L 75×75×t9 ℓ = 550
 4-PL 125×9×125
 1-PL 100×6×250
 12-BN M12 × 45
 4-後打ちアンカー M12×52

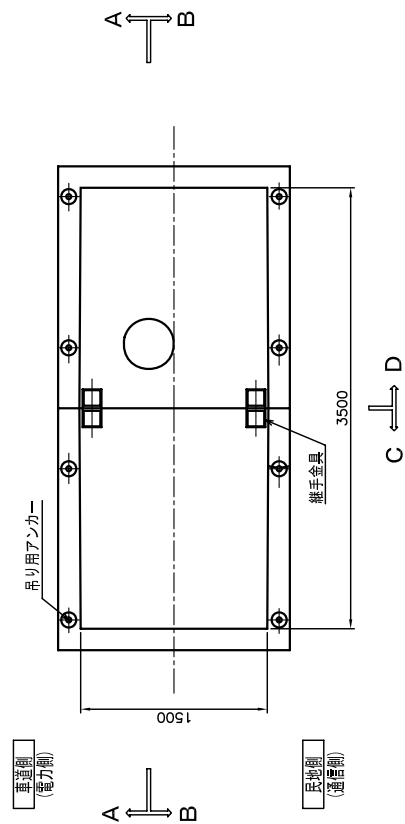
各部詳細図 S = 1 : 5



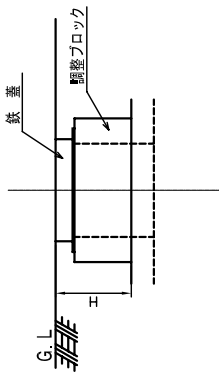
電力系特殊部構造図 S=1:30
 車道用W1500×H1800×L3500 (A-2)

作成例

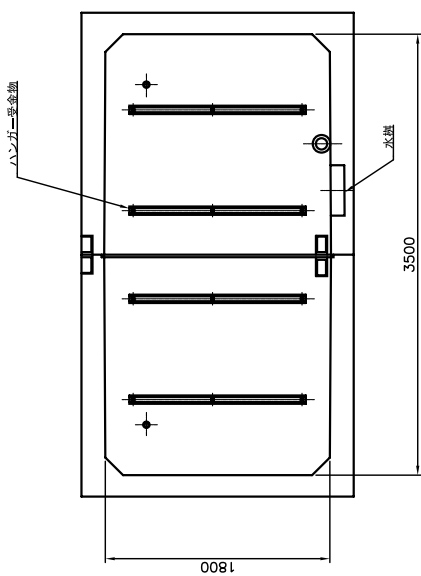
平面図
 C ← D



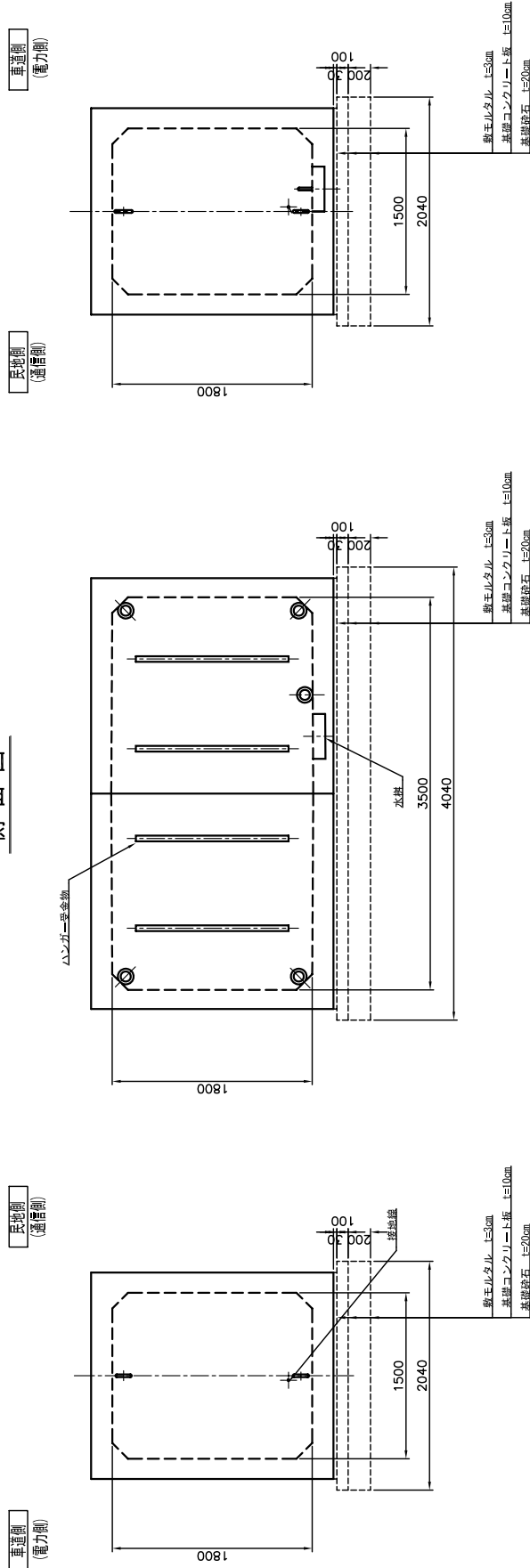
調整ブロック取付図



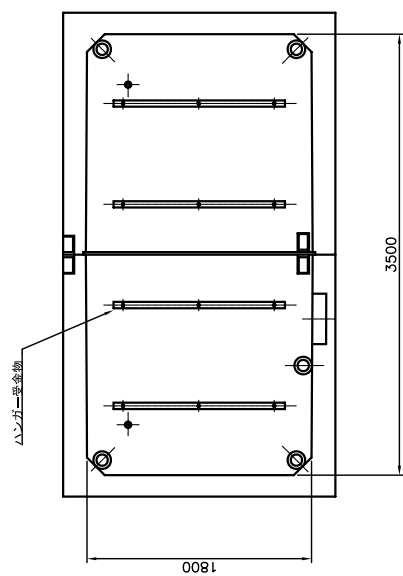
A-A断面図
 (車道側(電力側))



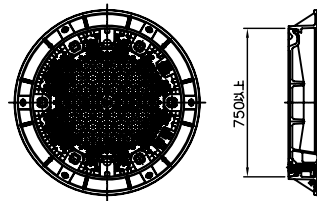
側面図



B-B断面図
 (民地側(通電側))



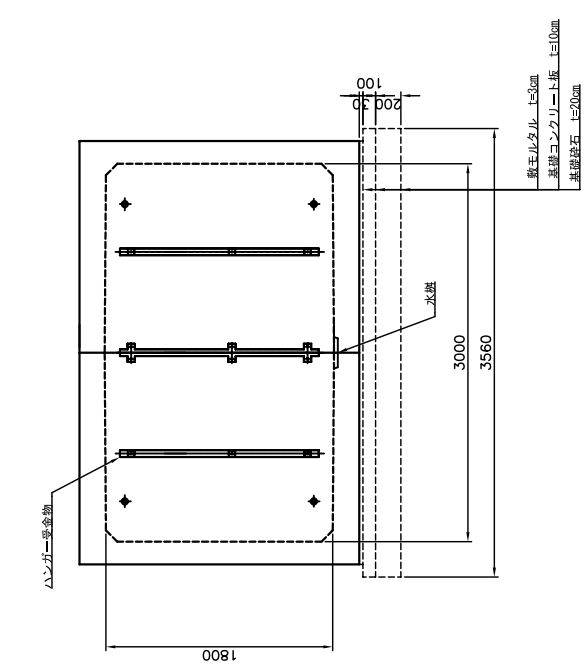
鋳鉄蓋構造図 S=1:20



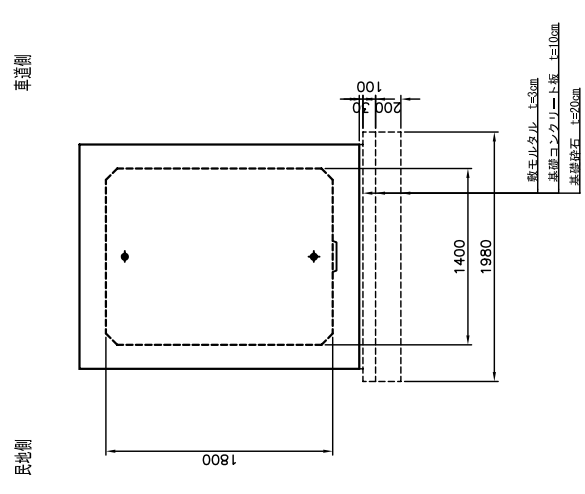
通信系特殊部構造図 S=1:30
車道用W1400×H1800×L3000

作成例

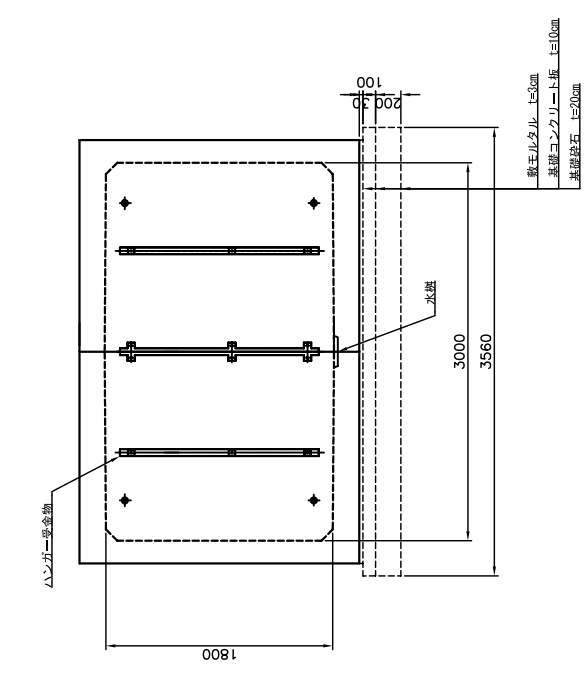
民地側側面図 D-D



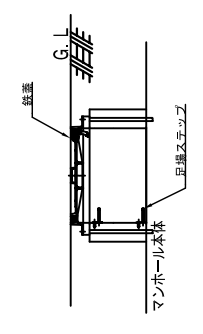
正面図 A-A



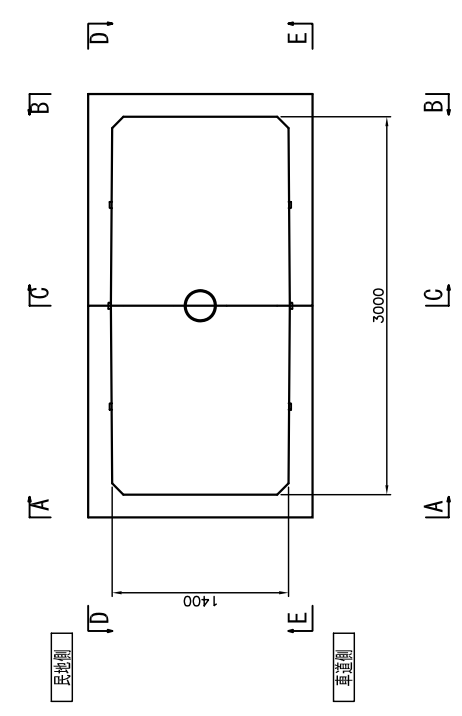
車道側側面図 E-E



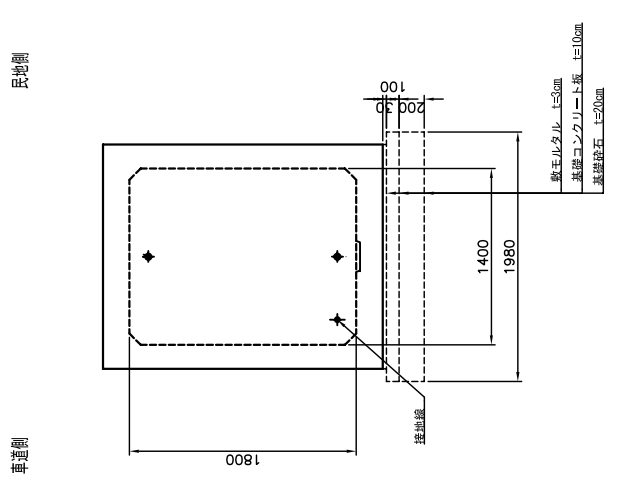
調整ブロック取付図



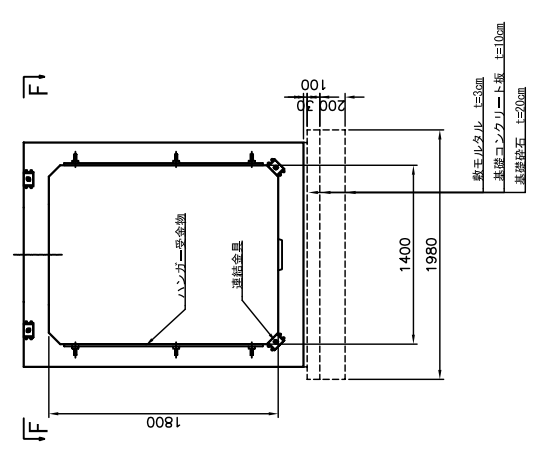
平面図 F-F



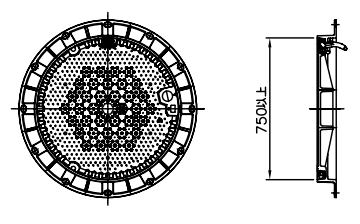
正面図 B-B



断面図 C-C



鑄鉄蓋構造図 S=1:20

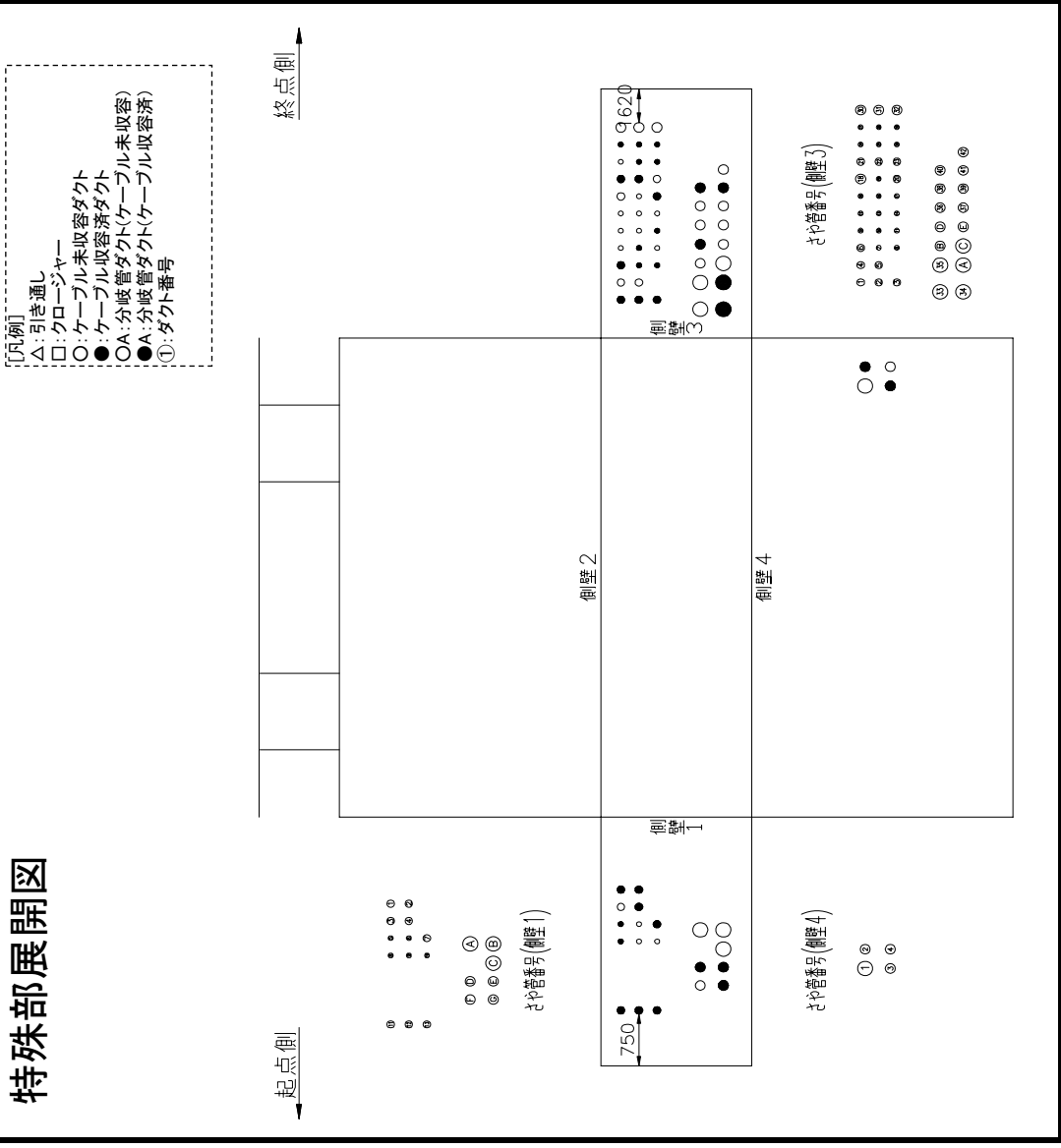


作成例

特殊部管理台帳

管理番号		距離標		構造種別		設置場所	
		100k000L		プレキャスト		車道	
本体の寸法		H		壁厚		下床版	
内法	5000	1800	2800	側壁	上床版	200	200
外法	5400	2200	3200	200			
角型		蓋の形状・寸法		蓋の荷重条件		鍵の種類	
B	L	丸型		tf			
	φ800			25			
修正	年月日	修正者					
特記事項							

特殊部展開図









側壁 ダクト 面	No.	さや管		完成 年月	占用者等	占用許可番号	ケーブル		敷設着手 年月日	敷設完了 年月日	クロージャヤ 有無	終点方向 (側壁-ダクト)	占用者 連絡先	占用 満了・廃止 年月日	備考	
		区分	管径				管種	占用 年月日								
1	1	75	P-V		西日本電信電話	国九整〇占第1号	H18.5.1				有	クロージャヤ	NTT西日本福岡支店 XXX-XXX-XXXX	H68.3.31		
	2	75	P-V		西日本電信電話	国九整〇占第1号	H18.5.1				有	クロージャヤ	NTT西日本福岡支店 XXX-XXX-XXXX	H68.3.31		
	3	75	P-V		西日本電信電話	国九整〇占第1号	H18.5.1						NTT西日本福岡支店 XXX-XXX-XXXX	H68.3.31		
	4	75	P-V		西日本電信電話	国九整〇占第1号	H18.5.1				有	クロージャヤ	NTT西日本福岡支店 XXX-XXX-XXXX	H68.3.31		
	5	50	P-V		西日本電信電話	国九整〇占第1号	H18.5.1				無	1-11	NTT西日本福岡支店 XXX-XXX-XXXX	H68.3.31		
	6	50	P-V		道路管理者											
	7	75	P-V		公安委員会	国九整〇占第1号	H18.5.1				無	3-6	〇〇県警本部交通課 XXX-XXX-XXXX	H68.3.31		
	8	50	P-V		キャンシステム	国九整〇占第1号	H18.5.1				無	3-26	キャンシステム XXX-XXX-XXXX	H68.3.31		
	9	50	P-V		USEN	国九整〇占第1号	H18.5.1						USEN XXX-XXX-XXXX	H68.3.31		
	10	50	P-V		KDDI	国九整〇占第1号	H18.5.1						KDDI XXX-XXX-XXXX	H68.3.31		
	11	75	P-V		西日本電信電話	国九整〇占第1号	H18.5.1				無	1-5	NTT西日本福岡支店 XXX-XXX-XXXX	H68.3.31		
	12	75	P-V		西日本電信電話	国九整〇占第1号	H18.5.1				無	特殊部内为止り	NTT西日本福岡支店 XXX-XXX-XXXX	H68.3.31		
	13	75	P-V		西日本電信電話	国九整〇占第1号	H18.5.1				有	クロージャヤ	NTT西日本福岡支店 XXX-XXX-XXXX	H68.3.31		
	A	150	FEP		九州電力	国九整〇占第1号	H18.5.1	H18.10.16	H18.10.16			有	クロージャヤ	九州電力福岡支店 XXX-XXX-XXXX	H68.3.31	
	B	150	FEP		九州電力	国九整〇占第1号	H18.5.1	H18.10.16	H18.10.16					九州電力福岡支店 XXX-XXX-XXXX	H68.3.31	
	C	150	FEP		九州電力	国九整〇占第1号	H18.5.1	H18.10.16	H18.10.16					九州電力福岡支店 XXX-XXX-XXXX	H68.3.31	
D	100	FEP		九州電力	国九整〇占第1号	H18.5.1	H18.10.16	H18.10.16			無	4-3	九州電力福岡支店 XXX-XXX-XXXX	H68.3.31		
E	100	FEP		九州電力	国九整〇占第1号	H18.5.1	H18.10.16	H18.10.16					九州電力福岡支店 XXX-XXX-XXXX	H68.3.31		
F	100	FEP		九州電力	国九整〇占第1号	H18.5.1	H18.10.16	H18.10.16					九州電力福岡支店 XXX-XXX-XXXX	H68.3.31		
G	100	FEP		九州電力	国九整〇占第1号	H18.5.1	H18.10.16	H18.10.16			無	3-40	九州電力福岡支店 XXX-XXX-XXXX	H68.3.31		
2																
	3	1	75	P-V		西日本電信電話	国九整〇占第1号	H18.5.1				有	クロージャヤ	〇〇県警本部交通課 XXX-XXX-XXXX	H68.3.31	
		2	75	P-V		西日本電信電話	国九整〇占第1号	H18.5.1				有	クロージャヤ	日本国土交通省九州支庁 XXX-XXX-XXXX	H68.3.31	
3		75	P-V		西日本電信電話	国九整〇占第1号	H18.5.1				有	クロージャヤ	USEN XXX-XXX-XXXX	H68.3.31		
4		75	P-V		西日本電信電話	国九整〇占第1号	H18.5.1						USEN XXX-XXX-XXXX	H68.3.31		
5		75	P-V		西日本電信電話	国九整〇占第1号	H18.5.1						KDDI XXX-XXX-XXXX	H68.3.31		
6		75	P-V		公安委員会	国九整〇占第1号	H18.5.1				無	1-7	〇〇県警本部交通課 XXX-XXX-XXXX	H68.3.31		
7		50	P-V		日本テレコム	国九整〇占第1号	H18.5.1				無	3-26	日本国土交通省九州支庁 XXX-XXX-XXXX	H68.3.31		
8		50	P-V		USEN	国九整〇占第1号	H18.5.1				無	3-25	USEN XXX-XXX-XXXX	H68.3.31		
9		50	P-V		KDDI	国九整〇占第1号	H18.5.1				無		KDDI XXX-XXX-XXXX	H68.3.31		
10		50	P-V		国土交通省											
11		50	P-V		道路管理者											
12		50	P-V		道路管理者											
13		50	P-V		道路管理者											
14		50	P-V		国土交通省											
15		50	P-V		道路管理者											
16		50	P-V		道路管理者											

特殊部状況写真

作成例

整理番号	距離標	撮影年月
管理番号	100k200L	H19.12

<p>1. 遠景</p> 	<p>2. 近景</p> 	<p>3. 側壁1</p> 
<p>4. 側壁2</p> 	<p>5. 側壁3</p> 	<p>6. 側壁4</p> 

資料 8 貸与資料一覧

No	資料名	備考
【設計業務】		
1	榎津地区電線共同溝概略設計	電線共同溝概略設計
2	榎津地区電線共同溝予備設計	電線共同溝予備設計
【基準・マニュアル等】		
3	九州地方整備局「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル(案) Ver.2 平成 15 年 3 月」	
4	九州地区無電柱化協議会 九州地区電線共同溝マニュアル (案) 【R2 改訂版】	